

大治町地域防災計画

—付属資料編—

(令和7年3月修正)

〔組織・条例等〕

＜資料 1—1＞防災関係機関及び窓口	1
＜資料 1—2＞大治町防災会議条例	4
＜資料 1—3＞大治町防災会議要綱	6
＜資料 1—4＞大治町防災会議委員名簿	8
＜資料 1—5＞大治町災害対策本部条例	9
＜資料 1—6＞大治町地震災害警戒本部条例	10
＜資料 1—7＞災害救助法の適用基準	11
＜資料 1—8＞災害救助法施行細則（抜粋）	13
＜資料 1—9＞災害救助基準	15

〔消防・水防〕

＜資料 2—1＞大治町消防団の現勢	21
＜資料 2—2＞海部東部消防組合保有の消防力	22
＜資料 2—3＞消防水利の現況	22
＜資料 2—4＞町の水防倉庫及び備蓄資機材一覧	23
＜資料 2—5＞海部東部消防組合所有の救助用資機材一覧	24
＜資料 2—6＞重要水防箇所	26
＜資料 2—7＞水防上重要な排水機場	27
＜資料 2—8＞危険物製造所等数・少量危険物貯蔵取扱所等数	28
＜資料 2—9＞放射性物質保有事業所数	28

〔通信・広報〕

＜資料 3—1＞大治町防災行政無線局一覧	29
＜資料 3—2＞災害時優先電話登録一覧	32
＜資料 3—3＞非常通信用無線局一覧	32
＜資料 3—4＞携帯電話・衛星携帯電話番号一覧	33

〔避難所・物資・防災施設〕

＜資料 4—1＞指定緊急避難場所一覧・指定避難所一覧・救護所	35
＜資料 4—2＞避難所位置図	37
＜資料 4—3＞災害対策用資機材等備蓄状況一覧	38

〔地盤沈下〕

＜資料 5—1＞主要な水準点の変動状況（尾張地域昭和36年～平成30年）	41
＜資料 5—2＞累積沈下量の状況（昭和36年2月～平成30年11月）	42

<資料5-3>工業用水法に基づく揚水規制区域	43
<資料5-4>県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域図	44

〔輸送・交通〕

<資料6-1>緊急時ヘリコプター離着陸可能場所	45
<資料6-2>町有自動車	45
<資料6-3>海部東部消防組合保有の舟艇	45
<資料6-4>緊急通行車両確認申出書	46
<資料6-5>緊急通行車両確認証明書	47
<資料6-6>緊急輸送車両確認申出書	48
<資料6-7>緊急輸送車両確認証明書	49
<資料6-8>緊急通行（輸送）車両の標章	50

〔医療・救護・環境・衛生・文教〕

<資料7-1>医療機関一覧	51
<資料7-2>し尿処理施設	52
<資料7-3>し尿運搬車	52
<資料7-4>ごみ処理施設	52
<資料7-5>ごみ運搬車	52
<資料7-6>要配慮者利用施設一覧	53
<資料7-7>大治町の人口及び世帯数	55
<資料7-8>文化財一覧	58

〔協定・覚書〕

<資料8>関係機関との協定一覧	60
-----------------	----

〔組織・条例等〕

＜資料 1—1＞

防災関係機関及び窓口

1 町

機 関 名	電話番号	所 在 地
大治町役場	(052) 444—2711	大字馬島字大門西 1—1

2 県

機 関 名	電話番号	所 在 地
愛知県庁 (防災安全局) [愛知県災害対策本部災害情報センター]	(052) 961—2111 内 線 2512 直通 (052) 971—7104～5 F A X 971—7106	名古屋市中区三の丸 3—1—2 " "
海部県民事務所	(0567) 24—2125 夜間 24—2111	津島市西柳原町 1—14 (海部総合庁舎内)
海部建設事務所	(0567) 24—2141 夜間 24—2111	津島市西柳原町 1—14 (海部総合庁舎内)
津島保健所	(0567) 26—4137	津島市橘町 4—50—2
海部農林水産事務所	(0567) 24—2151 夜間 24—2111	津島市西柳原町 1—14 (海部総合庁舎内)

3 警察署

機 関 名	電話番号	所 在 地
愛知県警察本部 (警備部警備課)	(052) 951—1611 内線 5742	名古屋市中区三の丸 2—1—1
津島警察署	(0567) 24—0110	津島市西柳原町 2—8
大治交番	(0567) 24—0110 (呼)	大治町大字馬島字大門西 7—1

4 消防署及び水防事務組合

機 関 名	電話番号	所 在 地
海部東部消防組合	(052) 442—0119	あま市七宝町遠島十坪119—1
海部東部消防署	"	"
海部東部消防署北分署	(052) 443—0119	あま市新居屋岩屋75
海部東部消防署南分署	(052) 444—0119	大治町大字三本木字西之川102—1
海部地区水防事務組合	(0567) 26—3962	津島市西柳原町 1—14 (海部総合庁舎内)

5 指定地方行政機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
東海農政局	(052) 763—4343	名古屋市昭和区安田通4—8
津島労働基準監督署	(0567) 26—4155	津島市寺前町3—87—4
名古屋地方気象台	(052) 751—5124 休日夜間 (052) 751—0909	名古屋市千種区日和町2—18
中部経済産業局	(052) 951—2683	名古屋市中区三の丸2—5—2
中部地方整備局	(052) 953—8127	名古屋市中区三の丸2—5—1
中部地方整備局 庄内川河川事務所	(052) 914—6711	名古屋市北区福德町5—52

6 自衛隊

機 関 名 (連絡窓口)	電話番号	所 在 地
陸上自衛隊第10師団司令部 (第3部防衛班)	(052) 791—2191	名古屋市守山区守山3—12—1
陸上自衛隊第35普通科連隊 (連隊本部第3科)	(052) 791—2191	名古屋市守山区守山3—12—1
陸上自衛隊第10特科連隊(豊川駐とん地) (連隊本部第3科)	(0533) 86—3151	豊川市穂ノ原1—1
海上自衛隊横須賀地方總監部 (防衛部第3幕僚室)	(0468) 22—3500	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目無番地
航空自衛隊小牧基地 (第1輸送航空隊防衛部運用班)	(0568) 76—2191	小牧市春日寺1丁目1番地

7 指定公共機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
西日本電信電話(株)名古屋支店	(052) 291—3226	名古屋市中区大須4—9—60
甚目寺郵便局	(052) 444—4291	あま市新居屋江ノ橋83—3
大治郵便局	(052) 444—4279	大治町大字北間島字屋敷143—2
大治西条郵便局	(052) 441—0780	大治町大字西條字苧屋橋35
日本赤十字社愛知県支部大治町分区	(052) 444—2711	大治町大字馬島字大門西1—1
中部電力パワーグリッド(株)中村営業所	(052) 471—9121	名古屋市中村区太閤通7—32
東邦瓦斯(株)西部支社中村営業所	(052) 471—1151	名古屋市中村区太閤通5丁目39番地
日本放送協会名古屋放送局	(052) 952—7273	名古屋市東区東桜1—13—3
中日本高速道路(株)名古屋支社(一宮社屋)	(0586) 76—1125	一宮市丹陽町九日市場字竹の宮204
日本通運株式会社名古屋支店	(052) 551—9851	名古屋市中村区名駅南4—12—7

8 指定地方公共機関

機 関 名	電話番号	所 在 地
社団法人愛知県トラック協会	(052) 871—1921	名古屋市瑞穂区新開町12—6

9 公共的団体等

機 関 名	電話番号	所 在 地
海部医師会	(0567) 25—5752	津島市菟原町字郷西37（海部地区休日診療所内）
宮田用水土地改良区	(0587) 32—4151	稲沢市稲沢町北山178
福田悪水土地改良区	(0587) 32—1016	稲沢市高御堂1—8—2
小切戸用悪水土地改良区	(052) 444—6364	あま市七宝町伊福壺之割10
あいち海部農業協同組合大治支店	(052) 444—2521	大治町大字馬島字大道西240—1
あいち海部農業協同組合	(0567) 23—7311	津島市神守町字中町15
大治町商工会	(052) 442—4511	大治町大字堀之内字南二反畑598
大治町社会福祉協議会	(052) 442—0990	大治町大字砂子字西河原18
あま市民病院	(052) 444—0050	あま市甚目寺畦田 1
海部地区休日診療所組合	(0567) 25—5210	津島市菟原町字郷西37
海部地区環境事務組合（新開センター）	(0567) 28—3810	津島市新開町二丁目212
名古屋市上下水道局中村営業所	(052) 483—1411	名古屋市中村区黄金通 1 丁目20—7
名古屋市上下水道局大治浄水場	(052) 444—2651	大治町大字堀之内字六上反地983
名古屋市交通局稲西営業所	(052) 411—8308	名古屋市中村区稲西171
名鉄バス(株)津島営業所	(0567) 32—3658	津島市大坪町字大割65

<資料 1—2>

大治町防災会議条例

〔昭和38年 3月20日〕
条 例 第 11 号

改正 昭和50年 3月31日 条例第10号
昭和62年 9月18日 条例第19号
平成12年 4月 1日 条例第 7号
平成24年 9月26日 条例第 9号
令和 4年 3月24日 条例第 2号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第 6 項の規定に基づき、大治町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大治町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員25人以内をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 町の議会の議員のうちから町長が任命する者
 - (2) 愛知県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 町の教育委員会の教育長
 - (5) 町の消防団長
 - (6) 海部東部消防組合の消防長
 - (7) 町の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) 町長が特に必要と認めて任命する者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の在任期間とする。

7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって決める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年3月31日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 (昭和62年9月18日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年4月1日条例第7号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年9月26日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年3月24日条例第2号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

＜資料 1—3＞

大治町防災会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大治町防災会議条例（昭和38年大治町条例第11号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、大治町防災会議（以下「防災会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条第5項第1号の規定に基づき町の議会の議員のうちから町長が任命する者は、議員の中で推薦された議員とする。

2 条例第3条第5項第2号の規定に基づき愛知県警察の警察官のうちから町長が任命する者は、愛知県津島警察署長とする。

3 条例第3条第5項第3号の規定に基づき町長がその部内の職員のうちから指名する者は、副町長及び福祉部長の推薦を受けた保健師とする。

4 町長が、条例第3条第5項第8号の規定に基づき委員を任命しようとするときは、次に掲げる団体等においては、当該団体等の中で推薦された者をもって任命することができる。

(1) 大治町自主防災組織連絡会

(2) 大治町防災ボランティアおおはる

(委員の代理出席)

第3条 委員が不在又は事故により会議を欠席する場合において、当該委員が指定する者が会議に出席したときはその者をもって委員の出席とみなす。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

(1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。

(2) 関係行政機関の長等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

(3) 災害対策本部の設置について、町長に意見を具申すること。

(4) 地域防災計画のうち、法令の改正等に伴う軽易な事項を修正すること。

(5) 地域防災計画の修正について、知事に協議すること。

(6) 地域防災計画の修正についての要旨を公表すること。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成3年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 大治町助役を置かないこととする条例の一部を改正する条例（平成18年大治町条例第30号。）の施行の日から廃止の日までの間においては、大治町災害対策本部要綱中副町長に係る規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成19年5月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年3月23日から施行する。

<資料 1—4>

大治町防災会議委員名簿

区分	役 職 名
会長	大治町長
委員	大治町議会
〃	愛知県津島警察署長
〃	大治町副町長
〃	大治町職員（保健師）
〃	大治町教育委員会教育長
〃	大治町消防団長
〃	海部東部消防組合消防長
〃	中部電力パワーグリッド株式会社中村営業所長
〃	東邦ガスネットワーク株式会社名古屋事業所長
〃	西日本電信電話株式会社東海支店設備部長
〃	一般社団法人愛知県LPガス協会西部支部海部北分会
〃	大治町自主防災組織連絡会
〃	防災ボランティアおおはる
〃	大治町社会福祉協議会会長
〃	障害者福祉協会会長
〃	大治町女性消防クラブ会長
〃	陸上自衛隊第35普通科連隊第3中隊長
〃	名古屋市上下水道局中村営業所長
〃	一般社団法人海部医師会
〃	海部歯科医師会
〃	一般社団法人津島海部薬剤師会
〃	大治町赤十字奉仕団

<資料 1—5>

大治町災害対策本部条例

〔昭和38年 3月20日〕
条 例 第 12 号

改正 昭和50年 3月31日条例第10号
平成10年 6月16日条例第13号
平成24年 9月26日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、大治町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年 3月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年 4月 1日から適用する。

附 則（平成10年 6月16日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月26日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

<資料 1—6>

大治町地震災害警戒本部条例

平成14年 6月28日
条 例 第 12 号

(目的)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、大治町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 町の教育委員会の教育長

(3) 町長が町の職員のうちから指名する者

(4) 海部東部消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから町長が任命する者

(5) 町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(6) 町長が特に必要と認めて任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから、町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

<資料 1—7>

災害救助法の適用基準

1 適用の要件

- (1) 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要としていること。
- (2) 法による救助の要否は市(区)、町、村単位で判定すること。
- (3) 原則として同一の原因による災害であること。

2 適用基準（災害救助法施行令第1条第1項）

(1) 住家等への被害が生じた場合

ア 市(区)町村内の全壊、全焼、流失等による住家の滅失した世帯数がそれぞれ次の世帯数以上に達したとき（第1号）。

市(区) 町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	30 世帯
5,000人以上 15,000人未満	40 世帯
15,000人以上 30,000人未満	50 世帯
30,000人以上 50,000人未満	60 世帯
50,000人以上 100,000人未満	80 世帯
100,000人以上 300,000人未満	100世帯
300,000人以上	150世帯

イ 被害世帯数がアの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が2,500世帯以上に達した場合であって、市(区)町村の住家滅失世帯数が次に示す世帯以上に達したとき（第2号）。

市(区) 町村の人口	住家滅失世帯数
5,000人未満	15 世帯
5,000人以上 15,000人未満	20 世帯
15,000人以上 30,000人未満	25 世帯
30,000人以上 50,000人未満	30 世帯
50,000人以上 100,000人未満	40 世帯
100,000人以上 300,000人未満	50 世帯
300,000人以上	75 世帯

ウ 被害世帯数がア又はイの基準に達しないが、県下で住家滅失世帯数が12,000世帯以上に達した場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号前段）。

エ 被害世帯数が、ア、イ及びウに該当しないが、下記の特別な事情がある場合であって、市(区)町村で多数の世帯の住家が滅失したとき（第3号後段）。

- ・ 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

(注) 適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

- ① 住家の滅失した世帯の算定にあたっては、全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数のほか、住家が半壊半焼等著しく損傷した世帯においては2世帯をもって、床上浸水又は土砂たい積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一の世帯とみなす。
- ② 被害世帯数は、家屋の棟数あるいは戸数とは関係なく、あくまでも世帯数で計算する。

例えば、被害戸数は1戸であっても、3世帯が居住していれば3世帯として計算する。

- ③ 飯場、下宿等の一時的寄留世帯については、生活本拠の所在地等総合的条件を考慮して実情に即した決定をする。
- ④ 多数の世帯とは、四圍の状況に応じて個々に判断されるべきものであるが、最低5世帯以上は必要と考えられる。

(2) 生命・身体への危害が生じた場合

被害が、ア、イ、ウ及びエに該当しないが、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、下記の基準に該当したとき（第4号）。

- ・ 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
- ・ 被災者に対する食品もしくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は災害にかかった者の救出について特殊の技術を必要とすること。

<資料 1—8>

災害救助法施行細則 (抜粋)

昭和40年10月29日
愛知県規則第60号

最終改正 令和2年3月27日

(趣旨)

第1条 この規則は、災害救助法（昭和22年法律第118号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和22年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

(救助実施区域の公告)

第3条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第5条 令第3条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 愛知県災害救助法施行細則（昭和23年愛知県規則第5号）は、廃止する。

附 則（令和2年3月27日規則第16号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第 1

1 令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者

日 当	時間外勤務手当	旅 費
県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内	日当の額を 8 で除して得た額を勤務 1 時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例（昭和 42 年愛知県条例第 3 号）第 15 条の規定の例により算定される額以内	職員等の旅費に関する条例（昭和 29 年愛知県条例第 1 号）別表第 1 の 1 による一般職員相当額以内

2 令第 4 条第 5 号から第 10 号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその 100 分の 3 の額を加算した額以内

別表第 2

対象者	扶助金の支給基礎額
法第 7 条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）に規定する労働者でない者	事故発生の前 1 年間に於けるその者の所得（当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。）の額を 365 で除して得た額（以下「基準収入額」という。）に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前 1 年間に於ける所得の額の平均額を 365 で除して得た額（以下「標準収入額」という。）を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第 8 条の規定により救助に関する業務に協力した者	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 429 号）第 5 条に規定する給付基礎額の例による額

<資料1—9>

災害救助基準

令和5年6月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等であって避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所である「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 340円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。

		6,775,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。		2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の日常生活上特別な配慮を要する者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
	冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600

半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的処置)	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具の破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊(焼)又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、1世帯当たり 50,000円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1 住宅が半壊(焼)若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 706,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 (災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ	

			月以内)	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 219,100円以内 小人（12歳未満） 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	洗浄、消毒等 1体当たり3,500円以内 一時保存 ○既存建物借上費 通常の実費 ○既存建物以外 1体当たり5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 138,300円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第1項)	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

<p>輸送費及び賃金 職員等雇上費 (法第4条第2項)</p>	<p>避難者の避難に係る支援</p>	<p>当該地域における通常の実費</p>	<p>救助の実施が認められる期間以内</p>	<p>災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
<p>実費弁償</p>	<p>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者</p>	<p>災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。</p>	<p>救助の実施が認められる期間</p>	<p>時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額</p>

<p>救助の事務を行うのに必要な費用</p>	<p>1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費</p>	<p>救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下、「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内とする。</p>	<p>救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内</p>	<p>災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。</p>
		<p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p>		

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣府総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

〔消防・水防〕

＜資料 2—1＞

大治町消防団の現勢

令和7年1月1日現在

区 分 階級別等 分団名 (区域)	人 員								機 械				ホ ー ス 65mm (50mm)
	団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	班 長	団 員	計	消 防 ポ ン プ 自 動 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ	計	
本部（大治町全域）	1	2						3		1		1	58
第 1 分 団 (西條、中島)			1	2	1	3	26	33		2		2	36
第 2 分 団 (花 常)			1	1	1	3	22	28		1		1	28
第 3 分 団 (三本木)			1	1	1	3	21	27		1		1	20
第 4 分 団 (砂 子)			1	1	1	3	11	17		1		1	33
第 5 分 団 (鎌須賀、八ツ屋、長 牧)			1	2	3	9	19	34		3		3	87
第 6 分 団 (北間島、東條)			1	1	2	6	21	31		2		2	48
第 7 分 団 (堀之内、馬島)			1	1	2	6	20	30		2		2	40
計	1	2	7	9	11	33	140	203		13		13	350

<資料 2—2>

海部東部消防組合保有の消防力

令和6年4月1日現在

消防吏員数 (人)	消防ポンプ自動車 (水そう付消防ポンプ自動車を含む)	はしご付消防自動車	化学消防ポンプ自動車	指揮車	救助工作車	後方支援車	高規格救急自動車	小型動力ポンプ付水そう車	船外機付救助ボート	ゴムボート	広報車	火災原因調査車	人員搬送車
149	6	1	1	1	1	1	6	1	2	3	4	1	1

<資料 2—3>

消 防 水 利 の 現 況

令和5年4月1日現在

区分		消火栓 (単口)	消火栓 (双口)	防火水槽 (有蓋)	防火水槽 (無蓋)	プール
大治町	第1管区 (西條)	137	3	9	0	1
	第2管区 (中島、花常、馬島)	90	1	3	0	1
	第3管区 (堀之内、北間島、長牧)	78	3	5	0	1
	第4管区 (三本木、東條)	92	4	7	0	0
	第5管区 (砂子)	52	14	3	0	1
	第6管区 (鎌須賀、八ツ屋)	53	2	3	0	0
計		502	27	30	0	4
		529		30		

<資料2-4>

町の水防倉庫及び備蓄資機材一覧

令和6年4月1日現在

倉庫名	防 災 倉 庫	
所 在 地	馬 島	
対 象 河 川 海 岸	全 域	
主要資材	く い 木 (本)	2,500
	土 の う 用袋 (枚)	600
主要器材	た こ づ ち (丁)	6
	掛 矢 (丁)	61
	シ ャ ベ ル (丁)	24
	の こ ぎ り (丁)	13
	お の (丁)	13
	ペ ン チ (丁)	4
	な た ・ か ま (丁)	5
	み (丁)	10
	つ る は し (丁)	10
	ハ ン マ ー (丁)	8
	ク リ ッ パ ー (丁)	10
	は し ご (基)	1
	照 明 具 (台)	3
	発 電 機 (台)	2
一 輪 車 (台)	10	

<資料 2—5>

海部東部消防組合所有の救出用資機材一覧

令和6年3月11日現在

種 類	名 称	数 量	備 考
一般救助用器具	かぎ付きはしご	4	
	金属製折りたたみ梯子又はワイヤー梯子	1	
	救命索発射銃	1	レスキューMax
	平担架	4	
	三連梯子	7	
	空気式救助マット	1	
	サバイバースリング又は救命用縛隊	11	
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	2	
	可搬ウインチ	5	
	大型油圧スプレッダー	1	
	チェンブロック	1	
	油圧スプレッダー	1	
	マンホール救助器具	1	
	マット型空気ジャッキ	1	
切断用器具	油圧切断機	2	
	ガス溶断器	1	
	鉄線カッター	9	
	大型油圧切断機	1	
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1	
	エンジンカッター	1	
	チェーンソー	2	
	空気鋸	1	
	レシプロソー	3	
	空気切断機	1	
	破壊用器具	万能斧	12
	携帯用コンクリート破壊器具	4	
	ハンマドリル	1	
	ハンマー	9	
	削岩機	1	
検知・測定用器具	有毒ガス測定器	4	
	可燃性ガス測定器	4	
	酸素濃度測定器	4	
呼吸保護用器具	空気呼吸器	49	
	酸素呼吸器	0	
	防塵マスク	42	
	空気用補充用ボンベ	138	
	簡易呼吸器	3	

種 類	名 称	数 量	備 考
	送排風機	1	
隊員用保護器具	耐電手袋	6	
	耐電ズボン	6	
	防塵メガネ	10	
	防毒マスク	11	
	陽圧式化学防護服	5	
	耐電衣	9	
	耐電長靴	16	
	携帯警報器	10	
	化学防護服（陽圧式化学防護服を除く）	5	
	耐熱服	0	
除染用器具	除染シャワー	1	
	除染剤散布器	2	
水難救助用器具	潜水器具	13	
	水中投光器	7	
	浮標	5	
	船外機	2	
	水中無線機	5	
	救命胴衣	38	
	救命浮環	10	
	救命ボート	4	
	水中時計	7	
	潜水用ボンベ	14	
山岳救助用器具	バスケット型担架	4	
検索用器具	簡易画像探索機	1	
高度救助用器具	熱画像直視装置	1	
その他の救助用器具	投光器	6	
	携帯拡声器	16	
	応急処置用セット	2	
	緩降機	2	
	救助用降下機	1	
	携帯無線機	19	
	車両移動器具	1	
	ロープ登降機	1	
	発電機	10	

<資料2—6>

重要水防箇所

令和6年4月1日現在

河川名	位置	左右岸別	地名	延長	重要度	種別	適用(水防工法)
庄内川	9.6k+40m ~10.0k+90m	右	名古屋市中川区大地から海部郡大治町	460	B	基礎地盤漏水	局所動水勾配 $i \geq 0.5$ 被災履歴有 (暫定施工) (月の輪工)
〃	9.8k ~10.2k+50m	右	名古屋市中川区大地から海部郡大治町	420	B	越水・隘水	河積不足 (積土のう工)
〃	10.2k+100m ~10.6k+100m	右	海部郡大治町	470	B	越水・隘水	堤防高不足 (積土のう工)
〃	10.6k ~10.8k-30m	右	海部郡大治町	160	B	基礎地盤漏水	被災履歴有 (暫定施工) (月の輪工)
〃	10.6k+100m ~11.0k+100m	右	海部郡大治町	400	B	越水・隘水	堤防高不足 (積土のう工)
〃	11.0k+100m ~11.8k	右	海部郡大治町からあま市下萱津	740	B	越水・隘水	暫定堤防 堤防高・河積不足 (積土のう工)
〃	10.4k+12.5m	右	名古屋市中村区稲葉地町から海部郡大治町	1箇所	B	工作物	余裕高不足 (新大正橋)
〃	11.0k+146m	右	名古屋市中村区稲葉地町から海部郡大治町	1箇所	B	工作物	余裕高不足 (大治水管橋)
〃	8.8k+100m ~9.0k+50m	右	名古屋市中川区富田町から(海部郡大治町)名古屋市中川区大地	160	C	旧川跡	H21 再点検実施
〃	9.8k+20m ~10.0k+50m	右	名古屋市中川区大地から海部郡大治町	210	C	旧川跡	H21 再点検実施 河積不足
福田川	8.3k ~8.3k+30m	左	海部郡大治町大字西條字老町田(円楽寺排水機場周辺)	30	C	漏水	漏水実績 (月の輪工)
萱津用水	0.0k ~2.8k+50m	左	海部郡大治町大字長牧、北間島、東條、三本木、砂子地内	2850	B	越水、漏水	(積土のう工) (月の輪工)
〃	0.0k ~2.8k+50m	右	海部郡大治町大字長牧、北間島、東條、三本木、砂子地内	2850	B	越水、漏水	(積土のう工) (月の輪工)

(注) 1 表中、重要度欄の「A」は、水防上最も重要な区間を、「B」は、水防上重要な区間を、「C」は要注意区間をいう。

2 位置欄の数値は、河口からの距離を示す。例えば、7.8k+86mは7,886mのことである。

<資料2—7>

水防上重要な排水機場

令和6年4月1日現在

河川名	排水機場名	所在地	構造	管理者
新 川	1 八ツ屋第一	大治町大字八ツ屋	φ 500mm×37kw×1台 φ 600mm×37kw×1台 1.1m ³ /s	大治町
	2 八ツ屋第二	大治町大字八ツ屋	φ 350mm×15kw×1台 0.25m ³ /s	大治町
	3 砂子第1	大治町大字砂子	φ 400mm×22kw×1台 φ 500mm×37kw×1台 φ 600mm×55kw×1台 1.414m ³ /s	大治町
	4 三本木	大治町大字三本木	φ 1,000mm×180PS×1台 φ 700mm×75kw×1台 3.0m ³ /s	福田川排水対策協議会
福 田 川	5 円楽寺	大治町大字西條	φ 1,500mm×230PS×1台 φ 800mm×50kw×1台 5.82m ³ /s	福田川排水対策協議会
			φ 400mm×22kw×1台 φ 350mm×15kw×1台 0.54m ³ /s	大治町
	6 円楽寺第2	大治町大字西條	φ 900mm×90kw×2台 3.02m ³ /s	福田川排水対策協議会
	7 西條小切戸川	大治町大字西條	φ 1,000mm×150kw×2台 φ 800mm×55kw×1台 7.3m ³ /s	愛知県
	8 西 條	大治町大字西條	φ 1,100mm×120PS×1台 2.56m ³ /s	福田川排水対策協議会
	9 西條第1	大治町大字西條	φ 500mm×37kw×2台 φ 600mm×37kw×1台 1.64m ³ /s	大治町
	10 西條第三	大治町大字西條	φ 500mm×22kw×1台 φ 700mm×37kw×1台 1.5m ³ /s	大治町
萱 津 水	11 砂子第二	大治町大字砂子	φ 300mm×15kw×1台 0.217m ³ /s	大治町
	12 砂子第三	大治町大字砂子	φ 250mm×7.5kw×1台 φ 350mm×11kw×1台 0.35m ³ /s	大治町
	13 長 牧	大治町大字長牧	φ 250mm×7.5kw×1台 0.10m ³ /s	大治町

<資料2—8>

危険物製造所等数・少量危険物貯蔵取扱所等数

令和6年4月1日現在

製 造 所	貯蔵所					取扱所			合 計	少 量 危 険 物 貯 蔵 取 扱 所	指 定 可 燃 物 貯 蔵 取 扱 所	毒 物 ・ 劇 物 貯 蔵 取 扱 所
	屋 内 貯 蔵 所	屋 外 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 内 タ ン ク 貯 蔵 所	地 下 タ ン ク 貯 蔵 所	屋 外 貯 蔵 所	給 油 取 扱 所 ・ 営 業 所	給 油 取 扱 所 ・ 自 家 用	一 般 取 扱 所				
0	14	8	2	7	1	2	1	3	38	85	30	1

<資料2—9>

放射性物質保有事業所数

令和6年3月8日現在

事業所数	機関分類	使用区分
1	民間	密

注 1 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に基づいて文部科学大臣の許可を受け、又は、同大臣に届けた放射性同位元素等の使用事業所である。

2 機関分類

- (1) 民間 民間の工場及び事業所
- (2) その他 教育、研究、医療、民間機関に属さない機関（国、地方公共団体等）

3 使用区分

密 密封された放射性同位元素

〔通信・広報〕

<資料3—1>

大治町防災行政無線局一覧

1 大治町防災行政無線局（同報系）

(1) 同報親局

種 別	呼 出 名 称	設 置 場 所	備 考
固定局	こうほうおおはる	防災無線室	制卓
		宿直室	隔制御装置

(2) 同報子局 (屋外拡声受信設備)

子局No.	子局名	住 所	設 置 場 所
100	役場	馬島字大門西1番地の1	大治町役場※モーターサイレン付
1	島井	西條字柳原28番地の1 地先	町道柳原・七反田一号線
2	大辻	西條字大辻53番地	天王社 境内
3	一丁田北	西條字松下105番地の5地先	円楽寺川 水門横※モーターサイレン付
4	福島南	西條字弥勒27番地先	町道坂牧島・西屋敷線
5	福勢	花常字福島24番地の1	神明社 境内
6	一丁田西	西條字耆町田38番地の2	西條水防倉庫内
7	一丁田中	西條字松下100番地	大治西小学校内
8	一丁田東	西條字諏訪88番地	諏訪社 境内
9	花常西	花常字東屋敷6番地	八幡社 境内
10	花常東	花常地内 大治浄水場公園内	大治浄水公園内
11	堀之内北	堀之内字半之返791番地	大治中学校内
12	長牧南	長牧字浦畑151番地	八幡社 境内
13	長牧北	長牧字前田72番地先	町道前田・柿木線
14	西之切東	西條字西之割60番地の1	多世代交流センター内
15	地内	西條字南屋敷36番地	箱根社 境内
16	堀之内南	堀之内字郷中380番地	天神社 境内
17	東條	東條字高松62番地	神明社 境内
18	北間島東	北間島字柿木76番地の1	北間島墓地内※モーターサイレン付
19	明治町	西條字須先88番地	西條排水機場内
20	城前田	西條字佐渡50番地先	西條字佐渡50番地先※モーターサイレン付
21	深田	三本木字西深田36-29地先	町道西之川・前深田線
22	三本木北	三本木字寒宿38-2地先	町道前深田・寒宿線
23	三本木西	三本木字村部19番地、20番地先	町道尼ヶ須賀・村部線
24	三本木中	三本木字金久13番地の1地先	アオキスーパー駐車場横
25	三本木南	砂子字勇八前320番地	大治南小学校内
26	三本木東	三本木字堅田76番地の2	三本木排水機場内
27	砂子川崎	砂子字千手堂703番地	十二ヶ所神社 境内
28	砂子西部	砂子字堂地856番地	稲荷社 境内
29	砂子中部	砂子字野割 地内	田園 T字路付近電柱西
30	八ツ屋北	八ツ屋字郷内4番地の3	春日社 境内
31	八ツ屋南	八ツ屋字堤添96番地の1	八ツ屋墓地内
32	鎌須賀北	鎌須賀字茶屋121番地	神明社 境内
33	鎌須賀中	鎌須賀字郷前28番地	白山社 境内
34	砂子東部	砂子字尾崎39-1番地	砂子第一排水機場内※モーターサイレン付
35	鎌須賀南	砂子字柳原78番地の1	砂子東部防災ふれあいセンター内
36	福島北	西條字笠見立43番地先	小切戸川敷内
37	西之切南	西條字石間畑139番地の1	西條第三排水機場内
38	中島	中島字中田79番地の1	多目的スポーツ広場内
39	北間島西	北間島字藤田33番地の1	スポーツセンター内
40	八ツ屋東	八ツ屋字山畔39番地の1	八ツ屋防災コミュニティセンター 東側駐車場内

(3) 同報子局 (戸別受信設備)

No.	番号	名 称	設 置 場 所
1	101	大治中学校	堀之内半之返791
2	102	大治小学校	堀之内南二反畑606
3	103	大治南小学校	砂子勇八前320
4	104	大治西小学校	西條松下100
5	105	大治南保育園	砂子中割28
6	106	大治町立公民館	馬島大門西10
7	107	八ツ屋防災コミュニティセンター	八ツ屋山畔25-1
8	108	砂子東部防災ふれあいセンター	砂子柳原78-1
9	109	大治町スポーツセンター	北間島藤田33-1
10	110	総合福祉センター	砂子西河原18
11	111	西條防災コミュニティセンター	西條諏訪24-1
12	112	大治商工会館	馬島北割111-26
13	113	大治幼稚園	西條土井ノ池35-2
14	114	大治いずみ幼稚園	砂子高越1712
15	115	ずいよう幼稚園	北間島宮西35
16	116	子ども子育て支援拠点施設	花常字福島5-1
17	117	大治東保育園	北間島屋敷94
18	118	海部東部消防 南分署	三本木西之川102-1
19	119	健康館すこやかおおはる	砂子西河原14-3
20	120	多世代交流センター	西條西之割60-1
21	121	円楽寺排水機場	西條壺町田1
22	122	三本木排水機場	三本木堅田76
23	123	西條排水機場	西條須先90
24	124	砂子第一排水機場	砂子中割2282地先
25	125	海部東部消防本部	あま市七宝町遠島十坪119-1
26	126	宿直室	馬島大門西1-1
27	127	東部児童クラブ	馬島北割112-1
28	128	西部児童クラブ	西條松下86-1
29	129	大治はなつね保育園	花常郷浦49-1
30	126	予備機	-

<資料3—2>

災害時優先電話登録一覧

避難所指定の有無	施設名	所在地	代表電話番号	回線数	災害時優先電話
	大治町役場	馬島字大門西	052—444—2711	10	
					052—444—2855
					052—444—2856
					052—443—4468 (FAX)
					052—444—2857
○	大治町立公民館	馬島字大門西	052—443—2671	3	052—443—2672
○	多世代交流センター	西條字西之割	052—443—0553	2	052—443—0553
○	砂子東部防災 ふれあいセンター	砂子字柳原	052—432—5101	1	052—432—5101
○	八ツ屋防災 コミュニティセンター	八ツ屋字山畔	052—432—5001	1	052—432—5001
○	大治小学校	堀之内字南二反畑	052—444—2044	2	052—443—7871
○	大治西小学校	西條字松下	052—441—6601	2	052—443—7873
○	大治南小学校	砂子字勇八前	052—442—2004	2	052—443—7872
○	大治中学校	堀之内字半之返	052—444—2026	2	052—443—7874
○	大治南保育園	砂子字中割	052—432—0781	1	052—432—0781
○	大治町スポーツセンター	北間島字藤田	052—443—7077	2	052—443—7066
○	大治町総合福祉センター 「希望の家」	砂子字西河原	052—441—1820	3	052—442—7793
○	西條防災 コミュニティセンター	西條字諏訪	052—442—5099	1	052—442—5099

<資料3—3>

非常通信用無線局一覧

区分	局名	局種	通信所
愛知県防災行政無線	ぼうさいおおはるちょう	固定局	大治町役場
名古屋市水道用無線	すいどうおおはる	固定局基地局	名古屋市上下水道局 大治浄水場

<資料3—4>

携帯電話・衛星携帯電話番号一覧

○携帯電話（スマートフォン）24台

番号	電話番号	配備先
1	070-5361-3387	災対本部（総務部長）
2	070-5361-4277	災対本部（防災危機管理課長）
3	070-5361-5864	災対本部（防災危機管理課課長補佐）
4	070-5362-5949	災対本部1
5	070-5363-9701	災対本部2
6	070-5364-9378	災対本部3
7	070-5365-2342	災対本部4
8	070-5369-6924	巡視1
9	070-5369-9163	巡視2
10	070-5375-3440	巡視3
11	070-5375-6807	巡視4
12	070-6941-0683	大治中学校
13	070-6941-6743	大治小学校
14	070-6948-0678	大治南小学校
15	070-6966-1264	大治西小学校
16	070-6969-3278	大治南保育園
17	070-6971-4203	大治町立公民館
18	070-6972-0748	多世代交流センター
19	070-6974-6492	大治町八ツ屋防災コミュニティセンター
20	070-6976-7636	大治町砂子東部ふれあいセンター
21	070-6985-5934	大治町西條防災コミュニティセンター
22	070-6987-7852	大治町スポーツセンター
23	070-6988-9958	大治町総合福祉センター「希望の家」
24	070-6998-1613	保健センター

○衛星携帯電話

機種名：株式会社エヌ・ティ・ティドコモ製 ワイドスターⅡ 5台

番号	電話番号	常時保管場所	配備先
1	080-8260-1947	庁舎5階PH	大治町役場（屋外アンテナ用）
2	080-1578-1917	庁舎2階災害対策室	多世代交流センター
3	080-1578-1918	庁舎2階災害対策室	大治町スポーツセンター
4	080-1578-1919	庁舎2階災害対策室	総合福祉センター「希望の家」
5	090-2341-3440	広報車車内	災害対策本部

○衛星携帯電話の使用方法

- ・ワイドスターⅡについては、一般電話と同じ（110・119通報可能）

〔避難所等・物資・防災施設〕

＜資料４－１＞

指 定 緊 急 避 難 場 所 一 覧

番号	指定緊急避難場所		所在地	洪水				高潮	内水	地震	津波※	大規模火災
				庄内川	新川	五条川	福田川					
1	大治中学校	校舎	堀之内字半之返791	②	②	②	②	②	○	×	○	×
		体育館		×	×	×	×	×	○	×	○	×
		武道場		○	②	○	○	②	○	×	○	×
		特別教室棟		②	②	②	○	②	○	×	○	×
		グラウンド		×	×	×	×	×	×	○	○	○
2	大治小学校	校舎	堀之内字南二反畑606	②	②	②	②	②	○	×	○	×
		体育館		×	×	○	×	×	○	×	○	×
		グラウンド		×	×	×	×	×	×	○	○	○
3	大治南小学校	校舎	砂子字勇八前320	②	②	○	②	②	○	×	○	×
		体育館		×	×	×	×	×	○	×	○	×
		グラウンド		×	×	×	×	×	×	○	○	○
4	大治西小学校	校舎	西條字松下100	②	○	○	②	②	○	×	○	×
		体育館		×	×	×	×	×	○	×	○	×
		グラウンド		×	×	×	×	×	×	○	○	○
5	大治南保育園		砂子字中割28	×	②	○	○	×	②	×	○	×
6	大治町立公民館		馬島字大門西10	②	②	②	②	②	②	×	○	×
7	多世代交流センター	施設	西條字西之割60-1	②	②	②	②	②	○	×	○	×
		駐車場		×	×	×	×	×	×	○	○	○
8	大治町八ツ屋防災コミュニティセンター		八ツ屋字山畔25-1	②	②	○	○	②	○	×	○	×
9	大治町砂子東部防災ふれあいセンター		砂子字柳原78-1	×	②	○	○	②	○	×	○	×
10	大治町西條防災コミュニティセンター		西條字諏訪24-1	②	②	②	②	②	○	×	○	×
11	大治町スポーツセンター	施設	北間島字藤田33-1	②	②	②	②	②	②	×	○	×
		駐車場		×	×	×	×	×	×	○	○	○
12	大治町総合福祉センター 「希望の家」	施設	砂子字西河原18	②	②	○	②	②	○	×	○	×
		駐車場		×	×	×	×	×	×	○	○	○

※ ○：避難可能（②は2階以上）、×：避難不可

※ 大治町に津波災害警戒区域はないものの、液状化の影響で福田川の堤防が沈下し、同河川沿いの地域で浸水するおそれがあります。

指 定 避 難 所 一 覧

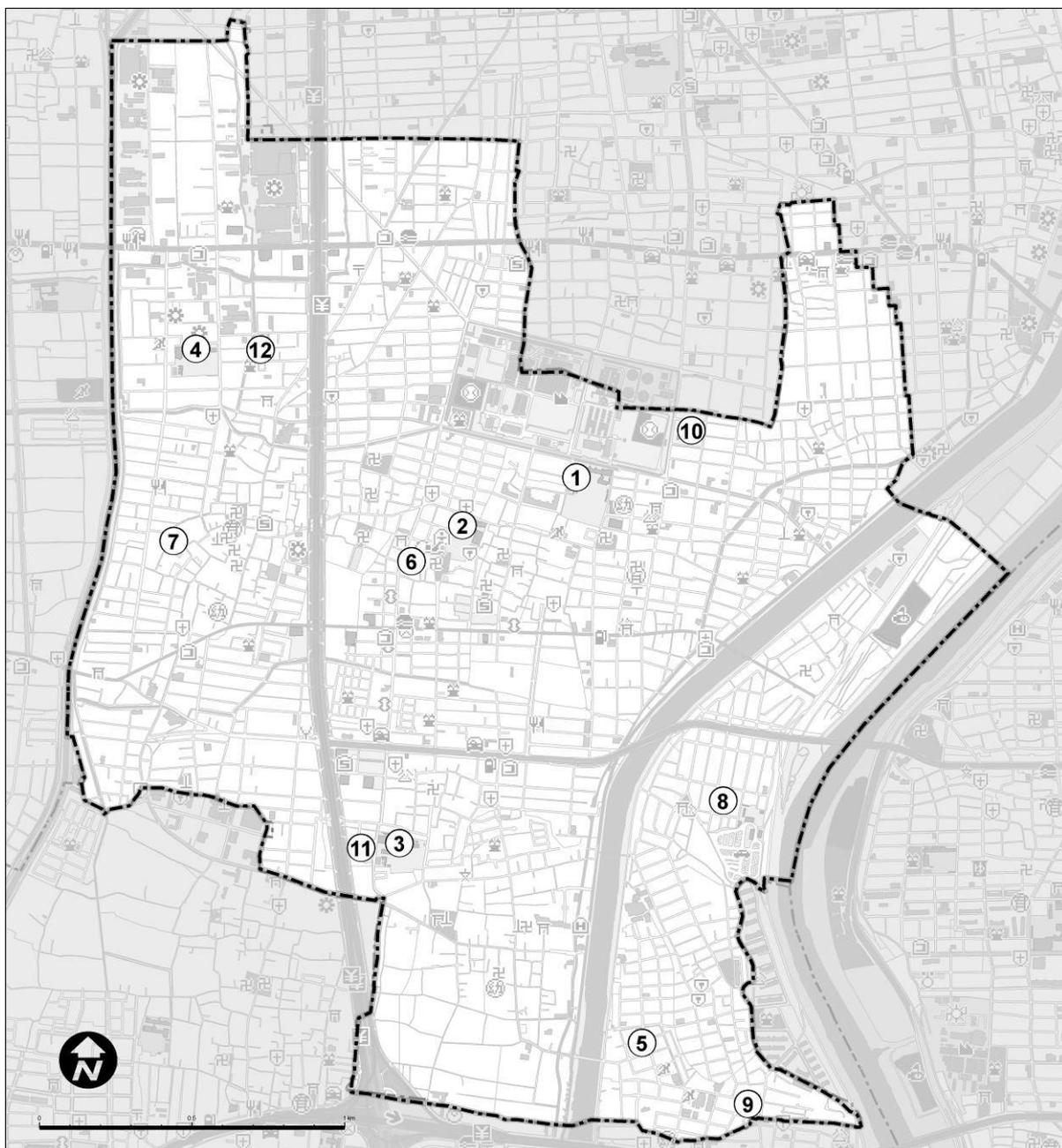
番号	避 難 所	電話番号	所 在 地	収容可能人員		施設の種 類別(階)	災害用自家 発電機設置 の有無
				長期避難 (3㎡/人)	一時避難 (1㎡/人)		
①	大治中学校	(052) 444—2026	堀之内字半之返791	550	1700	鉄筋 4	有
②	大治小学校	444—2044	堀之内字南二反畑606	200	700	〃 3	有
③	大治南小学校	442—2004	砂子字勇八前320	100	350	〃 3	有
④	大治西小学校	441—6601	西條字松下100	150	450	〃 4	有
⑤	大治南保育園	432—0781	砂子字中割28		100	〃 2	無
⑥	大治町立公民館	443—2671	馬島字大門西10	250	1,200	〃 3	有
⑦	多世代交流センター	443—0553	西條字西之割60—1	50	450	〃 2	無
⑧	大治町八ツ屋防災 コミュニティセンター	432—5001	八ツ屋字山畔25—1	50	300	〃 3	有
⑨	大治町砂子東部 防災ふれあいセンター	432—5101	砂子字柳原78—1	30	150	〃 2	無
⑩	大治町スポーツセンター	443—7077	北間島字藤田33—1	500	2,500	〃 3	有
⑪	大治町総合福祉センター 「希望の家」	441—1820	砂子字西河原18	150	1,200	〃 3	有
⑫	大治町西條防災コミュニ ティセンター	442—5099	西條字諏訪24—1	50	150	鉄骨 2	有
計			12	2,080	9,250		

救 護 所

名 称	電話番号	所 在 地	災害用自家 発電機設置 の有無
保健センター健康館すこやかおおはる	(052)444—2714	砂子字西河原14番地の3	有

<資料4—2>

避難所位置図



災害対策用資機材等備蓄状況一覧（食料）

令和7年3月31日現在

その他（総代）配布状況内訳

場 所	品 目	収容可能人員 (長期避難)	※アレルギー化米 (炊き出し)	※アレルギー化米 (個食)	※アレルギー化米 (腎臓病対応)	※アレルギー化米 (多言語表記)	※レトルトご飯	※ゼリー	※おかゆ(梅)	※栄養補助食	野菜ジュース	非常用飲料水	非常用飲料水	粉ミルク (新生児用)	※粉ミルク
			人	食	食	食	食	食	食	食	食	本	500ml 490ml	2000ml	本
指 定 避 難 所	大治中学校	550	250	3,250	250	0	250	480	160	24	750	3,000	288	200	0
	大治小学校	200	0	1,500	250	250	250	320	0	24	300	1,656	96	200	0
	大治南小学校	100	0	1,250	250	400	250	320	0	24	300	1,680	96	0	0
	大治西小学校	150	0	1,500	250	200	250	320	0	24	300	1,680	96	200	0
	大治南保育園	0	250	300	0	0	200	320	160	24	300	1,200	60	200	0
	大治町立公民館	250	500	3,250	0	200	750	640	160	48	750	3,360	300	200	0
	多世代交流センター	50	250	1,750	0	0	750	400	160	24	300	1,680	180	200	0
	八ツ屋防災 コミュニティセンター	50	250	2,050	0	0	500	400	0	24	300	1,680	180	200	0
	砂子東部防災 ふれあいセンター	30	250	1,600	0	0	500	400	0	24	300	1,680	180	200	0
	大治町 スポーツセンター	500	500	2,750	0	200	750	640	160	48	750	3,720	300	200	0
	大治町 総合福祉センター	150	500	2,800	0	0	700	640	160	48	750	3,600	300	200	0
	西條防災 コミュニティセンター	50	250	1,650	0	250	400	400	0	24	300	1,440	150	200	0
大治町役場	—	650	1,750	0	500	200	400	0	24	210	2,400	0	0	0	
大治町保健センター	—	0	800	500	0	150	320	80	24	300	1,080	90	0	108	
防災倉庫（馬島）	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水防倉庫（三本木）	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消防団各分団	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他（総代）	—	0	9,600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合 計		2,080	3,650	35,800	1,500	2,000	5,900	6,000	1,040	408	5,910	29,856	2,316	2,200	108

品目	※アレルギー化米 (個食)	品目	※アレルギー化米 (個食)		
				総代名	総代名
大字	地区	食	大字	地区	食
西條	大辻	450	三本木	深田	300
西條	福島	300	砂子	—	350
西條	島井	300	砂子	西部	300
西條	西町	300	砂子	第三川崎	300
西條	地内	450	砂子	第二東部	300
西條	南屋敷	200	砂子	第三東部	300
西條	西之切	450	砂子	大宮崎	450
西條	明治町	800	砂子	柳原	300
中島	—	300	鎌須賀	—	300
花常	—	200	八ツ屋	—	300
花常	福勢	300	長牧	—	300
馬島	—	300	東條	—	300
三本木	—	250	北間島	—	450
三本木	三本棟	300	堀之内	—	450
合計（再掲）					9,600

[南海トラフ地震発生から1週間後の想定避難者数 5,700人]

(※ アレルギー対応)

災害対策用資機材等備蓄状況一覧（備品類）

令和7年3月31日現在

場 所	品 目	収容可能人員 (長期避難)	特設公衆電話	ゴムボート	災害救助用資機材	ポータブル発電機	ソーラー蓄電池	気化式冷風機	携行缶	コードリール	投光器	テレビ	工具セット	担架	エアータレント	ユニバーサルテント L	パーソナルテント M	ワンタッチテント	簡易ベッド	段ボールベッド	簡易組立トイレ (ドント・コイ)	簡易トイレ	ベンリートイレ	移動式炊飯器 (ハンリ)	飲料水タンク	応急給水栓用 接続器具	石油ストーブ	間仕切り 多目的テント
																									500ℓ			
指 定 避 難 所	大治中学校	550	3	0	1	3	2	0	3	10	6	0	1	1	0	1	0	0	2	0	2	18	1	1		2	0	
	大治小学校	200	2	0	1	3	2	0	2	10	4	0	1	1	0	1	0	0	2	0	2	6	1	1		2	0	
	大治南小学校	100	2	0	1	3	2	0	1	10	4	0	1	1	0	1	0	0	1	0	2	6	1	1		2	0	
	大治西小学校	150	2	0	1	3	2	0	1	10	4	0	1	1	0	1	0	0	2	0	2	6	1	1		2	0	
	大治南保育園	0	2	0	1	3	1	0	1	3	3	0	1	1	0	1	0	0	2	0	2	3	1	1		1	0	
	大治町立公民館	250	4	0	1	3	1	0	3	14	5	1	1	1	0	2	0	0	6	0	2	18	1	1		2	14	
	多世代交流センター	50	2	1	1	3	1	0	3	13	3	1	1	1	0	2	0	0	5	0	2	3	1	1	1	2	0	
	八ツ屋防災 コミュニティセンター	50	2	1	1	3	1	0	3	10	4	1	1	1	0	2	0	0	2	0	2	6	1	1	1	2	6	
	砂子東部防災 ふれあいセンター	30	2	1	1	3	1	0	3	10	3	1	1	1	0	2	0	0	2	0	2	3	1	1	1	1	0	
	大治町スポーツセンター	500	5	0	1	3	2	0	3	14	5	1	1	1	1	2	0	2	2	22	2	21	1	1		2	11	
	大治町総合福祉センター	150	4	1	1	3	2	0	3	14	4	2	1	1	1	2	0	0	20	0	2	18	1	1		2	9	
西條防災 コミュニティセンター	50	2	0	1	3	1	0	3	10	3	1	1	1	0	2	0	0	6	5	2	6	1	1		2	122		
大治町役場	—	2	1	1	5	0	5	3	0	4	4	1	1	0	1	0	0	3	2	2	9	0	4	1	2	4		
大治町保健センター	—	2	1	0	2	0	0	3	7	3	1	1	7	1	2	0	2	4	0	0	6	0	0		2	0		
防災倉庫（馬島）	—	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0		0	0	
防災倉庫（西條）	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	0	0	0	0	0		0	0		
水防倉庫（三本木）	—	0	0	1	0	0	0	33	0	2	0	0	0	0	34	28	0	16	25	0	0	0	0		0	602		
消防団各分団	—	0	0	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		
その他（総代）	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		
合 計		2,080	36	6	27	43	18	5	68	135	60	13	14	20	4	56	28	22	75	54	26	129	14	16	4	26	768	

南海トラフ地震発生から1週間後の想定避難者数 5,700人

災害対策用資機材等備蓄状況一覧（消耗品）

令和7年3月31日現在

その他（総代）配布状況内訳

場所	品目	収容可能人員 (長期避難)	毛布	ブルーシート	食器セット	飲料水タンク	使い捨て哺乳ビン	オムツ(子ども)	オムツ(おとな)	おしりふき	生理用品	トイレレットペーパー	トイレレット	救急セット	歯ブラシ	遺体収納袋
指定避難所	大治中学校	550	290	0	0	0	230	814	240	7,680	1,020	480	10,200	1	0	0
	大治小学校	200	70	0	0	0	150	380	56	7,680	860	288	2,300	1	0	0
	大治南小学校	100	240	0	0	0	150	380	56	7,680	860	288	2,200	1	0	0
	大治西小学校	150	230	0	0	0	150	380	56	7,680	860	288	2,200	1	0	0
	大治南保育園	0	90	0	0	0	230	436	120	4,800	430	180	1,800	1	0	0
	大治町立公民館	250	130	50	400	30	230	914	256	7,680	1,340	672	7,500	1	0	30
	多世代交流センター	50	140	30	200	0	230	568	192	7,680	430	372	5,200	1	0	0
	ハツ屋防災 コミュニティセンター	50	140	30	200	0	230	420	136	7,680	430	372	2,600	1	0	0
	砂子東部防災 ふれあいセンター	30	150	30	200	0	230	420	64	7,680	430	372	2,400	1	0	0
	大治町 スポーツセンター	500	420	50	400	30	310	1,110	256	11,520	1,020	672	15,400	1	500	0
	大治町 総合福祉センター	150	340	30	400	30	230	1,118	256	7,680	1,340	672	12,700	1	0	0
	西條防災 コミュニティセンター	50	720	50	0	0	230	592	128	7,680	590	372	2,400	1	0	0
大治町役場	—	110	20	200	0	0	0	0	0	430	720	3,040	1	1,500	0	
大治町保健センター	—	470	50	0	0	150	986	0	7,680	0	216	2,200	0	0	20	
防災倉庫（馬島）	—	0	310	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水防倉庫（三本木）	—	2,190	2,640	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
消防団各分団	—	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
その他（総代）	—	310	329	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計		2,080	6,040	3,619	2,000	90	2,750	8,518	1,816	100,800	10,040	5,964	72,140	13	2,000	50

品目		毛布	ブルーシート	品目		毛布	ブルーシート
総代名	大字			地区	総代名		
西條	—	10	10	三本木	三本木	10	10
西條	大辻	10	10	三本木	深田	10	9
西條	福島	10	10	砂子	—	10	10
西條	島井	10	10	砂子	西部	10	10
西條	東町	10	10	砂子	第三東部	10	10
西條	西町	10	10	砂子	第二東部	10	10
西條	地内	10	10	砂子	第三東部	10	10
西條	南屋敷	10	10	砂子	大宮崎	10	10
西條	西之切	10	10	砂子	柳原	10	10
西條	明治町	20	20	鎌須賀	—	10	10
中島	—	10	20	ハツ屋	—	10	10
花常	—	10	10	長牧	—	10	10
花常	福勢	10	10	東條	—	10	10
馬島	—	10	10	北間島	—	10	10
三本木	—	10	10	堀之内	—	10	10
合計(再掲)						310	329

南海トラフ地震発生から1週間後の想定避難者数 5,700人

[地盤沈下]

<資料5-1>

主要な水準点の変動状況（尾張地域昭和36年～平成30年）

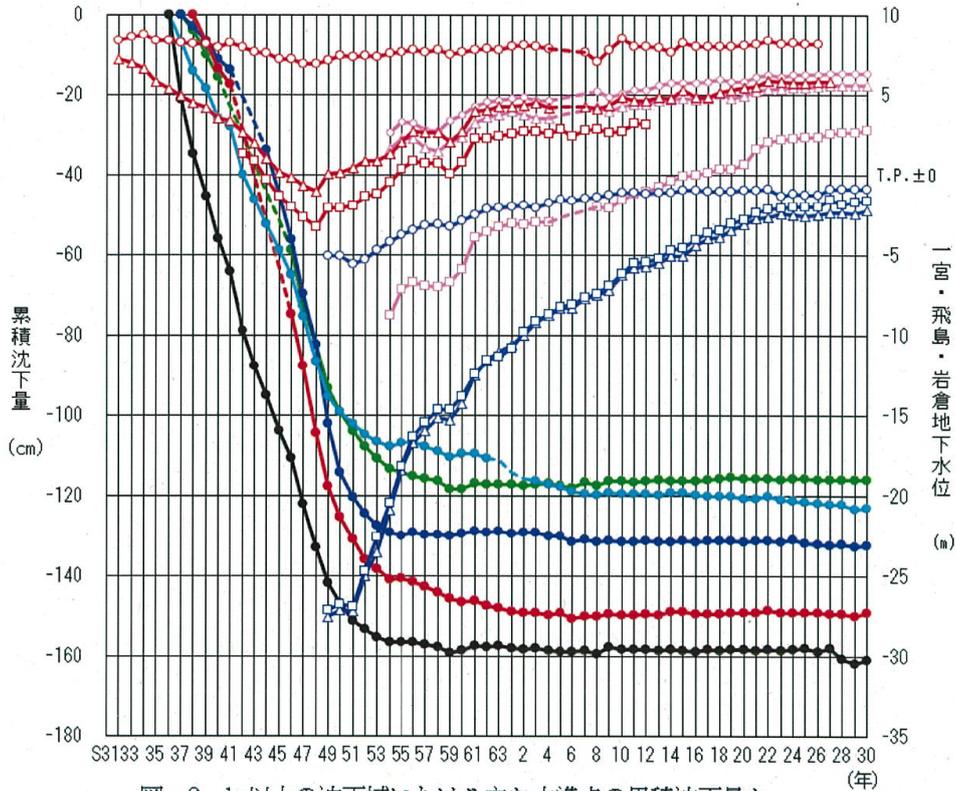


図-6 1m以上の沈下域における主な水準点の累積沈下量と地下水観測所の年平均地下水水位の経年変化

- 一宮気象水象観測所<平成28年度廃止>
所在地：一宮市大字高田字郷廻
- 飛鳥観測所
所在地：海部郡飛鳥村飛鳥新田
- 岩倉観測所
所在地：岩倉市北島町川田

・水準点

No	記号	水準点名	所在地	S.36~H.30 累積沈下量 (cm)
④	●	C35-16	三重県桑名市長島町白鷺	181
⑤	●	A3-4	愛知県弥富市神戸七丁目	149
⑥	●	N201	愛知県名古屋港区新茶屋四丁目	132
⑦	●	C35-9	三重県桑名郡木曾岬町大字源緑輪中	123
⑧	●	M1	三重県桑名市大字太平町	116

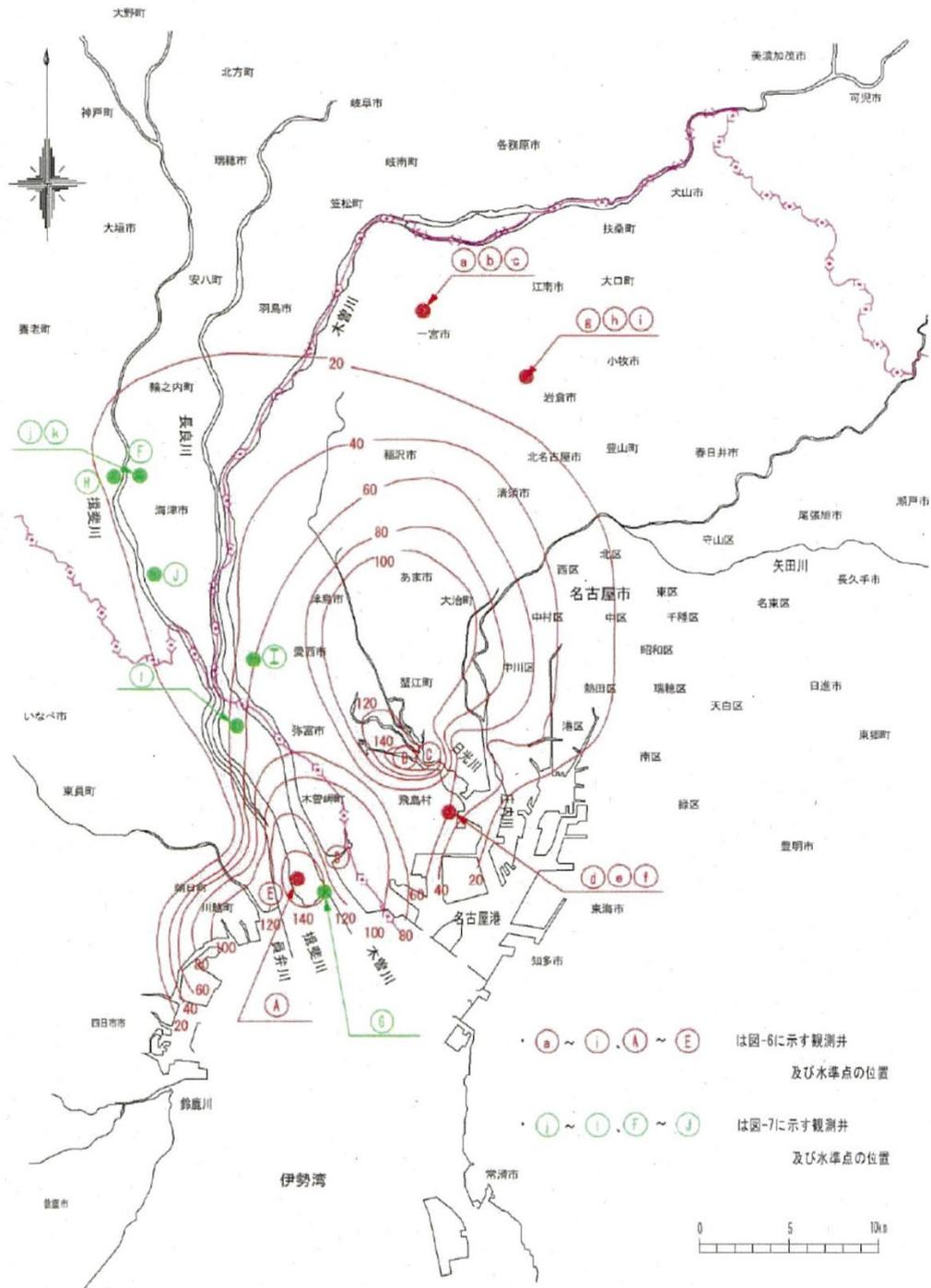
No	記号	観測点	所轄
①	○	一宮 7m井	東海農政局
②	△	一宮 70m井	東海農政局
③	□	一宮 250m井	中部経済産業局
④	○	飛鳥 50m井	愛知県
⑤	△	飛鳥 150m井	愛知県
⑥	□	飛鳥 300m井	愛知県
⑦	○	岩倉 37m井	愛知県
⑧	△	岩倉 54m井	愛知県
⑨	□	岩倉 150m井	愛知県

- 注1) 数値は小数第1位を四捨五入。
 注2) A3-4の累積沈下量は、平成6年までの旧水準点の沈下量と平成7年以降の新水準点の沈下量を累積した。
 注3) N201の累積沈下量は、昭和58年以前及び平成14年以降の沈下量と、昭和58年～平成13年の旧水準点の沈下量を累積した。
 注4) C35-9の累積沈下量は、昭和63年に移転したため、昭和63年まで沈下量と平成3年以降の沈下量を累積したが、平成29年の年間沈下量は、過去と異なる挙動を示していることから、継続して変動要因を確認していくこととする。
 注5) C35-16の累積年間沈下量のうち、平成28年及び29年の沈下量は、過去と異なる挙動を示していることから、継続して変動要因を確認していくこととする。

「平成30年における濃尾平野の地盤沈下の状況」（東海三県地盤沈下調査会）より

<資料5—2>

累積沈下量の状況（昭和36年2月～平成30年11月）



<資料5—3>

工業用水法に基づく揚水規制区域

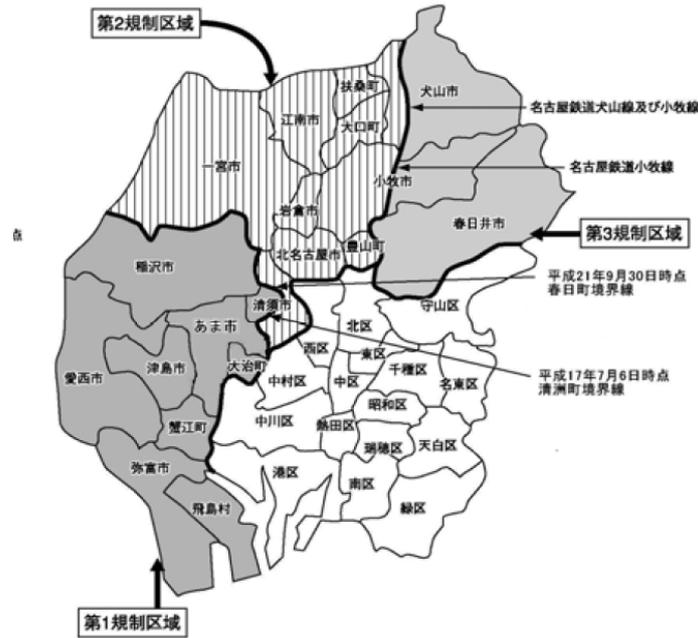


指 定 地 域		揚水機の吐出口の断面積 (cm^2)	ストレーナーの位置 (地表面下 m)	
名古屋 市	イ	南区・港区 (堀川以西の地域及び潮見町を除く)	46以下	
			46をこえるもの	300 "
	ロ	イに掲げる地域以外	46以下	90以深
			46をこえるもの	180 "
一宮市をはじめ尾張西部21市町村		19以下	10以浅又は2,000以深	

※ ストレーナーとは、井戸の側管（ケーシング管）に設けた地下水の吸入口をいい、ストレーナーの位置は、地表面からストレーナーまでの深さをいう。

<資料5—4>

県民の生活環境の保全等に関する条例に基づく揚水規制区域図



許可の基準（新設揚水設備の場合）

1. ストレーナーの位置	地表面下10m以浅であること
2. 揚水機の吐出口の断面積	19cm ² （径4.91cm）以下であること
3. 揚水機の原動機の定格出力	2.2kw以下であること
4. 1日当たりの総揚水量	350m ³ 以下であること

届出による許可の基準（既設揚水設備の場合）

第1規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日当たりの総揚水量が350m³を超えるもの…昭和51年1月1日から20%削減実施 上記以外の用途…現状以下の揚水量
第2規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 工業、建築物、温泉、鉱業、工業用水道事業の用途で1日当たりの総揚水量が350m³を超えるもの…昭和52年1月1日から20%削減実施 上記以外の用途…現状以下の揚水量
第3規制区域	<ul style="list-style-type: none"> 現状以下の揚水量

（注）工業用水法対象区域内の工業用途は除く。

〔輸送・交通〕

<資料6-1>

緊急時ヘリコプター離着陸可能場所

令和元年12月1日現在

名 称	所 在 地	電話番号	施設等 管理者	面 積 (m ²)	至近水利 までの 距離(m)	経度(東経)			緯度(北緯)			機種別			備考 (広さ) 幅(m)×
						度	分	秒	度	分	秒	大	中	小	
大治中学校	大字堀之内字 半之返791	(052) 444-2026	学校長	16,961	隣 接	136	49	34	35	10	35		○		90×140
大治小学校	堀之内南二反 畑606	" 444-2044	"	4,900	150	136	49	17	35	10	32			○	70×70
大治西小学校	大字西條字松 下100	" 441-6601	"	9,657	50	136	48	44	35	10	54			○	65×115
大治南小学校	大字砂子字勇 八前320	" 442-2004	"	9,951	100	136	49	10	35	09	57			○	70×98

<資料6-2>

町 有 自 動 車

令和5年12月1日現在

車 種	普通貨物自動車	普通乗合自動車	普通乗用車	軽(貨物、乗用)自動車	小型貨物自動車	小型四輪乗用車	特種用途自動車	普通乗合バス	合 計
台数	1	1	8	17	4	0	15	1	47

<資料6-3>

海部東部消防組合保有の舟艇

令和5年4月1日現在

折畳式舟艇	F R P 製舟艇	船 外 機	ゴムボート
1	1	2	4

<資料6—5>

緊急通行車両確認証明書

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
		愛知県知事 印
		愛知県公安委員会 印
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）		
活動地域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又は 名称	
有効期限		
備 考		

(備考) 用紙は、日本産業規格A5とする。

<資料6—6>

緊急輸送車両確認申出書

年 月 日	
愛知県公安委員会 殿	
緊急輸送車両確認申出書 申出者 住 所 氏 名	
番号標に表示されている番号	
輸送人員又は品名	
活 動 地 域	
車 両 の 使 用 者	住 所 () 局 番
	氏 名 又 は 名 称
緊 急 連 絡 先	住 所 () 局 番
	氏 名
備 考	

備考 用紙は、日本産業規格A4とする。

<資料6—7>

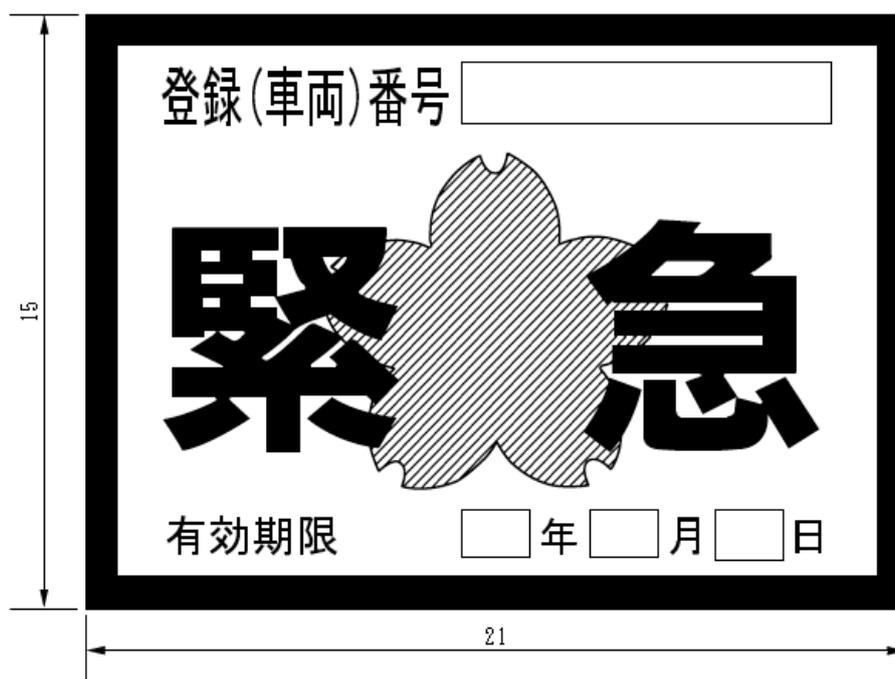
緊急輸送車両確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急輸送車両確認証明書			
		愛知県知事 印	
		愛知県公安委員会 印	
番号標に表示されている番号			
輸送人員又は品名			
活動地域			
車両の 使用者	住所	住所	電話番号 () —
	氏名 又は 名称	氏名	
有効期限			
備考			

用紙は、日本産業規格A5とする。

<資料6—8>

緊急通行（輸送）車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

〔医療・救護・環境・衛生・福祉・文教〕

<資料7-1>

医療機関一覧

令和2年12月15日現在

医療機関名	所在地	電話	診療科目
浅井歯科	東條字郷前118-6	(052) 441-0118	歯科・小児歯科
あまファースト歯科	堀之内大堀170-3	(052) 441-8211	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
安藤医院	花常字中切1315-6	(052) 444-2301	内科・小児科
おおはる歯科	馬島字大道西238-8	(052) 441-6200	歯科・小児歯科
大治すこやか歯科	三本木字西之川116-1	(052) 444-0707	歯科・小児歯科
奥村整形外科・リウマチ科クリニック	三本木字前深田116	(052) 445-5667	整形外科・リウマチ科・リハビリテーション科
こうのう内科	長牧字浦畑5-1	(052) 443-3631	アレルギー科・小児科・内科・呼吸器内科
たかだこどもクリニック	三本木字西之川107-1	(052) 443-3350	小児科、アレルギー科
高村歯科医院	三本木字柳原81	(052) 443-1230	歯科
寺西歯科医院	東條字砂島26	(052) 443-0961	歯科・小児歯科
とうない耳鼻咽喉科	堀之内字大堀175-1	(052) 445-4133	アレルギー科・耳鼻咽喉科・小児科・気管食道科
中川医院	堀之内字苗代455-1	(052) 444-3250	産婦人科・小児科・内科・リハビリテーション科
中原クリニック	三本木字屋形185	(052) 449-1313	外科・小児科・整形外科・内科・リハビリテーション科
はら医院	花常字福島34-1	(052) 443-6662	小児科・内科
星の森ファミリー歯科	西條字南井口16	(052) 443-4182	歯科・小児歯科・矯正歯科・歯科口腔外科
みきクリニック	三本木字屋形106	(052) 444-7005	内科・小児科・消化器科
みずのホームクリニック	西條字土井ノ池31-4	(052) 444-2270	胃腸内科・外科・肛門科・内科
むらかみファミリークリニック	中島字中田85	(052) 445-1222	内科、消化器内科、内視鏡内科、小児科
吉田歯科	花常字中切45	(052) 443-4188	歯科・小児歯科

<資料7-2>

し尿処理施設

令和6年12月1日現在

事業主体名	電話番号	処理能力 (k ^{リットル} /日)	関係地域	所在地
海部地区環境 事務組合	(0567) 28—3810	135	津島市・愛西市・弥富市 あま市・大治町・蟹江町 飛島村	津島市新開町二丁目212
	(0567) 68—8641	250	津島市・愛西市・弥富市 あま市・大治町・蟹江町 飛島村	弥富市 鍋田町上野2—15

<資料7-3>

し尿運搬車

令和6年12月1日現在

町 有			業 者 有		
バキューム車	その他	計	バキューム車	その他	計
(台)	(台)	(台)	(台)	(台)	(台)
—	—	—	29	—	29

<資料7-4>

ごみ処理施設

令和6年12月1日現在

事業主体名	電話番号	処理能力 (k ^{リットル} /日)	関係地域	所在地
海部地区環境 事務組合	(0567) 68—6500	330	津島市・愛西市・弥富市 あま市・大治町・蟹江町 飛島村	海部郡弥富市鍋田町八穂 399—3

<資料7-5>

ごみ運搬車

令和6年12月1日現在

市町村・事務組合名	直営分				委託業者分				許可業者分			
	収集車		運搬車		収集車		運搬車		収集車		運搬車	
	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)	台数	積載量 (t)
大 治 町	0	0	0	0	17	76	6	18	84	301	67	245

<資料7-6>

要配慮者利用施設一覧

施設区分	施設名称	所在地	電話番号	所管課
その他の社会福祉施設	大治町総合福祉センター 希望の家	砂子字西河原18	441-1820	民生課
中学校	大治中学校	堀之内半之返791	444-2026	学校教育課
小学校	大治小学校	堀之内字南二反畑606	444-2044	
	大治南小学校	砂子字勇八前320	442-2004	
	大治西小学校	西條字松下100	441-6601	
児童福祉施設	幼保連携型認定こども園 大治幼稚園	西條字土井ノ池35-2	442-0385	子育て支援課
	大治東保育園	北間島字屋敷94	441-3114	
	大治南保育園	砂子字中割28	432-0781	
	大治はなつね保育園	花常字郷浦49-1	485-8521	
	大治東部児童クラブ	馬島字北割107-7	443-5794	
	大治南部児童クラブ	砂子字西河原18	441-1782	
	大治西部児童クラブ	西條字松下86-1	445-2348	
	きっずフレンド大治園	西條字松下33-9	445-1354	
	きっずフレンドわかば園	堀之内字郷中400-2	444-1662	
	病児保育所 ポニールーム	三本木字堅田97	444-7005	
	大治町子ども子育て支援拠点施設 (はるっ子ハウス)	花常字福島5番1	747-1067	
幼稚園	大治いずみ幼稚園	砂子字高越1716	444-2362	民生課
	ずいよう幼稚園	北間島字宮西35	442-1718	
認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	愛の家グループホーム おおはる	北間島字宮西28	449-6013	長寿支援課
	愛の家グループホーム 大治北間島	北間島字屋敷119	526-3620	
老人福祉施設	大治町デイサービスセンター	砂子字西河原18	441-1783	長寿支援課
	希望の郷 大治	中島字中田103	445-7300	
	ケアハウスルンビニ大治	中島字大門先141	445-6681	
	こころのデイホーム	三本木字西之川137番地の1	462-9466	
	こくりこデイサービス サテライト	砂子字高越1707番地	485-6700	
	四季の里	西條字柳原37-1	441-5122	
	デイサービス えんがわ家おおはる	北間島屋敷123	414-6322	
	デイサービス 幸	八ッ屋字裏畑35番地の2	414-7682	
	デイサービスセントラル	三本木字堅田97	443-8211	
	リハビリデイサービスご縁や	西條字狐海道206番地	886-1844	
「とんと」つむぎ	西條字土井ノ池82-1	414-6271		
障害福祉サービス事業の用に供する施設	大治町福祉作業所 さつきの家	砂子字西河原18番地	442-7187	民生課
	第1大治ぼると	北間島字宮西19番地	414-4757	
	第2大治ぼるとA棟	北間島字宮東39A棟	414-7320	
	第2大治ぼるとB棟	北間島字宮東39B棟	414-7320	
	オリヴィエ大治	西條字大辻96番5号	887-6623	
	オリヴィエ大治II	八ッ屋字堤添75番地の5	898-1202	
	ガーネット	三本木字屋形191番地の1	414-7551	
	シフォン	堀之内字大堀204番地の2	414-4711	
	蒼和	堀之内字苗代439番地の2	462-9953	
	美ら風リゾート	北間島字宮西19番地	354-5826	
	ハートケアホーム大治I	西條字高場28番地の5	443-4423	
	ハートケアホーム大治II	馬島字山西7番地の2	443-4423	
	ほっと家おおはる	砂子字五反畑1100番地	445-3666	
	生活介護ほっとすまいる	砂子字五反田1101番地	445-2226	
	ほまれの家 中部	堀之内字深田20番地の2 ウイズネス1-B・C	446-5177	
	ほまれの家NEXT	北間島字藤田72番地1・2 ハイツ藤田1C・1D号室	433-9993	
	c h o r d	花常字東屋敷76番地 104号室	462-6510	
	い〜まFit大治	西條字狐海道246番地	485-4069	
	い〜まL&O.C.S大治	西條字狐海道246番地	485-4068	
	fortune house	馬島字大道東2番地1 イストウスイ-モン10C	901-8858	
	就労継続支援B型 やまもも園	西條字松下下75番地	526-1250	
	指定就労継続支援施設 スピカ	三本木字堅田39番地	442-0177	

施設区分	施設名称	所在地	電話番号	所管課
	就労継続支援B型事業所 ファンブレイス	八ツ屋字堤添75番地8	526-9726	
	グループホーム ふわふわ名古屋西	三本木字堅田38番地	756-2652	
	リル名古屋西	三本木字堅田15番1	756-2361	
	指定共同生活援助カペラⅠ・Ⅱ	三本木字堅田39番地	442-0011	
	指定共同生活援助カペラⅢ・Ⅳ	三本木字堅田60番地	442-0011	
	est. 大治	西條字須先39	977-6057	
	est. 大治Ⅱ	馬島字大道東32番地3	718-8341	
	グループホーム大治3	馬島字山西63	443-4423	
	グループホームIIIOYU名古屋西1号	東條字中切64番地5	717-5346	
	なごやかほむ おおはる	西條字佐渡32番地の1	485-5191	
	短期入所施設エポックン家	花常字西江端1229番地	433-8503	
	アマルフィ	北間島字柿木101番地	526-3086	
パレット	三本木字前深田91番地	445-5130		
障害児通所支援事業 の用に供する施設	い〜まCrea大治Ⅰ	西條字狐海道246番地	485-4068	
	い〜まCrea大治Ⅱ	西條字須先51番地	433-1667	
	えんでこころ	西條字松下30番地の2	770-7256	
	児童デイサービス芳泉 大治	中島字深田20番地ジャンセ・ト・メ ザン1号室	446-6931	
	ヒカリ	花常字出口90番地3	870-0741	
	ヒカリふくしま	花常字福島94番地1	485-8516	
	ミッケ	東條字高松56番地	462-1108	
	2ndミッケ	東條字砂島88番地quart101 号	462-8187	
	すたーとミッケ	馬島字山西49番地	414-6685	
	オレンジ	馬島字山西68番地	526-3325	
	児童発達支援センター 育つ力	北間島字屋敷140番1	441-1500	
	ポラリス大治教室	東條字砂島9番地ホワイトス クエア3階A号室	445-1091	
多世代交流施設	多世代交流センター	西條字西之割60番地の1	443-0553	多世代交流セ ンター

<資料 7—7>

大治町の人口及び世帯数

1 住民登録人口・世帯数の推移

各年 12 月 31 日現在

区分 年	人 口			世帯数	平 均 世帯人員	人口密度 (1 Km ²)
	総数	男	女			
平成4	22,776	11,541	11,235	7,018	3.25	3,461.4
5	22,990	11,671	11,319	7,213	3.19	3,493.9
6	23,975	12,166	11,809	7,646	3.14	3,643.6
7	24,416	12,440	11,976	7,887	3.10	3,710.6
8	24,894	12,684	12,210	8,130	3.06	3,783.3
9	25,500	12,999	12,501	8,462	3.01	3,875.4
10	26,061	13,254	12,807	8,777	2.97	3,960.6
11	26,626	13,540	13,086	9,111	2.92	4,046.5
12	26,821	13,625	13,196	9,294	2.89	4,076.1
13	27,333	13,902	13,431	9,655	2.83	4,154.0
14	27,621	14,089	13,532	9,868	2.80	4,197.7
15	27,997	14,297	13,700	10,104	2.77	4,254.9
16	28,349	14,467	13,882	10,314	2.75	4,308.4
17	28,489	14,518	13,971	10,474	2.72	4,329.6
18	28,743	14,641	14,102	10,680	2.69	4,368.2
19	29,052	14,770	14,282	10,893	2.67	4,415.2
20	29,370	14,958	14,412	11,158	2.63	4,463.5
21	29,552	15,046	14,506	11,296	2.62	4,491.2
22	29,525	14,986	14,539	11,335	2.60	4,487.1
23	29,818	15,122	14,696	11,544	2.58	4,531.6
24	30,493	15,409	15,084	11,856	2.57	4,634.2
25	30,942	15,686	15,256	12,177	2.54	4,702.4
26	31,179	15,767	15,412	12,339	2.53	4,738.4
27	31,536	16,008	15,528	12,640	2.49	4,792.7
28	32,032	16,285	15,747	12,894	2.48	4,868.1
29	32,447	16,487	15,960	13,269	2.45	4,931.2
30	32,636	16,550	16,086	13,439	2.43	4,952.4
令和元年	32,768	16,614	16,154	13,697	2.39	4,972.4
2	33,024	16,765	16,259	13,986	2.36	5,011.2
3	33,167	16,817	16,350	14,191	2.34	5,032.9
4	33,356	16,917	16,439	14,510	2.30	5,061.6
5	33,568	17,012	16,556	14,727	2.28	5,093.8
6	33,566	16,997	16,569	14,950	2.25	5,093.5

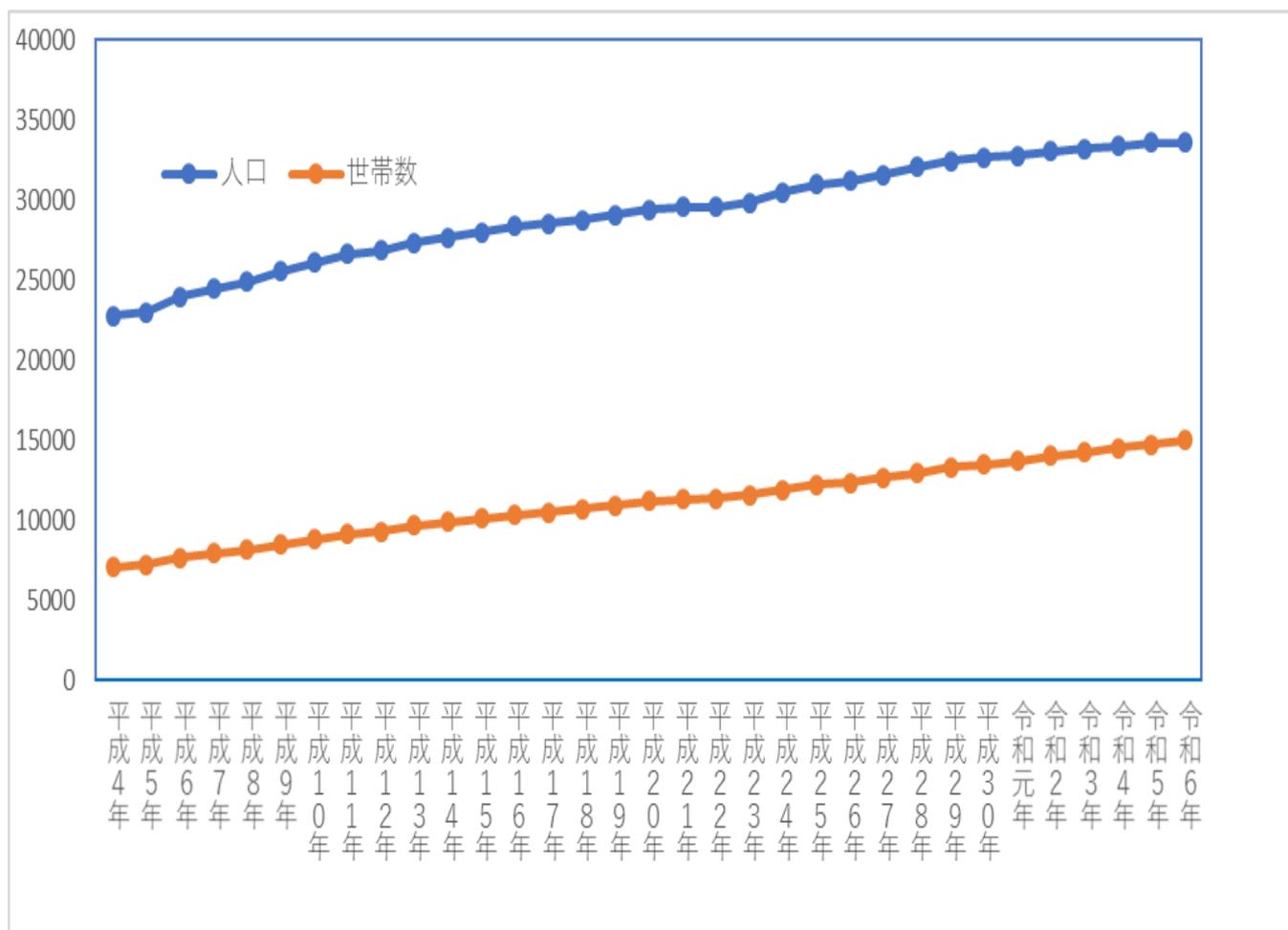
2 人口動態の推移

各年 12 月 31 日現在

区分 年	総増加数	自然動態			社会動態			
		自然増加数	出生数	死亡数	社会増加数	転入数	転出数	その他
平成4	202	173	258	85	29	1,141	1,086	△26
5	214	163	286	123	51	1,351	1,297	△3
6	985	200	299	99	785	2,225	1,404	△36
7	441	178	331	153	263	1,619	1,345	△11
8	478	208	313	105	270	1,678	1,414	6
9	603	258	386	128	345	1,638	1,298	5
10	561	264	380	116	297	1,594	1,289	△8
11	565	244	385	141	321	1,742	1,417	△4
12	195	222	363	141	△27	1,476	1,500	△3
13	530	273	393	120	257	1,822	1,574	9
14	246	214	340	126	32	1,431	1,413	14
15	376	231	399	168	145	1,591	1,479	33
16	352	258	397	139	94	1,658	1,595	31
17	140	186	357	171	△46	1,511	1,581	24
18	254	230	397	167	24	1,536	1,522	10
19	310	240	396	156	70	1,590	1,538	18
20	317	187	390	203	130	1,609	1,511	32
21	178	174	369	195	4	1,487	1,515	32
22	△27	155	352	197	△182	1,309	1,428	△63
23	293	154	351	197	139	1,515	1,381	5
24	237	129	323	194	108	1,494	1,389	3
25	449	142	347	205	307	1,683	1,375	△1
26	237	82	317	235	155	1,673	1,492	△26
27	357	103	339	236	254	1,715	1,471	10
28	496	125	333	208	371	1,743	1,347	△25
29	415	101	341	240	314	1,747	1,465	32
30	187	68	300	232	119	1,685	1,528	△38
令和元年	133	23	284	261	110	1,654	1,518	△26
2	114	4	277	273	110	1,674	1,402	△20
3	146	20	293	273	126	1,641	1,484	△31
4	204	△54	258	312	258	1,837	1,555	△24
5	218	△52	259	311	270	1,755	1,513	28
6	△2	△108	230	338	106	1,552	1,438	△8

3 人口・世帯数の推移

各年 12 月 31 日現在



<資料7—8>

文化財一覽

1 県指定文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
1	絵画	絹本著色花鳥図	2 幅	昭29.3.12	馬島字北割114	明眼院
2	絵画	絹本著色花鳥図	1 幅	昭29.3.12	馬島字北割114	明眼院
3	絵画	絹本墨画風神雷神図	2 幅対	昭29.3.12	馬島字北割114	明眼院
4	絵画	紙本墨画円画山水図	1 双	昭29.3.12	馬島字北割114	明眼院
5	工芸	茶箱	1 合	昭30.5.6	馬島字北割114	明眼院
6	工芸	陶製呂宋茶壺	1 口	昭30.5.6	馬島字北割114	明眼院
7	工芸	金剛鈴杵	1 口	昭30.5.6	馬島字北割114	明眼院
8	工芸	古萩茶碗	1 合	昭30.5.6	馬島字北割114	明眼院

1から8は、名古屋市博物館（名古屋市瑞穂区瑞穂通1-27-1）寄託

2 町指定文化財（有形）

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
1	建造物	宝篋印塔	1 基	平3.9.12	馬島字大門西4	明眼院
2	彫刻	木造薬師如来坐像	1 軀	平3.9.12	砂子字千手堂710	自性院
3	工芸	鰐口	1 口	平3.9.12	砂子字千手堂710	自性院
4	工芸	飯食器	1 口	平3.9.12	馬島字北割114	明眼院
5	書籍	小堀遠州書状	1 幅	平3.9.12	馬島字北割114	明眼院
6	歴史資料	尾州海東郡馬嶋村薬師領御縄打帳	1 綴	平3.9.12	馬島字北割114	明眼院
7	書籍	義直公七言絶句	1 幅	平5.2.12	西條字南屋敷83	圓長寺
8	絵画	人物山水花鳥圖六曲屏風	1 双	平6.10.12	西條字南屋敷79	光暁寺
9	彫刻	木造仁王像	2 軀	平23.10.5	馬島字北割114	明眼院
10	彫刻	木造大日如来坐像	1 軀	平24.2.7	馬島字北割114	明眼院

5および6は、名古屋市博物館（名古屋市瑞穂区瑞穂通1-27-1）寄託

3 町指定文化財（無形）

番号	種別	名称	指定年月日	継承者	継承者所在地
1	民俗	神楽太鼓、嫁獅子	令2.12.10	大治太鼓保存会	三本木字屋形80

4 国登録有形文化財

番号	種別	名称	員数	登録年月日	所在地	所有者又は管理者
1	建造物	明眼院旧多宝塔	1 棟	平26.10.7	馬島字北割114	明眼院

5 その他の文化財

番号	種別	名称	員数	指定年月日	所在地	所有者又は管理者
1		大威徳明王像	1 軀		砂子字千手堂710	自性院
2		色々威鎧	1 領		馬島字北割114	明眼院
3		神輿	1 基		馬島字大門西1—1	大治町
4		神輿の帳	1 枚		馬島字大門西1—1	大治町
5		観音菩薩坐像 (円空)	1 軀			
6		観音菩薩坐像 (円空)	1 軀			
7		観音菩薩立像 (円空)	1 軀			
8		阿弥陀如来立像 (円空)	1 軀			
9		華鬘	2 枚		砂子字千手堂710	自性院
10		念珠	1 連		砂子字高越1712	玉泉寺
11		村絵図	1 枚		八ツ屋字郷内106	伊藤正子
12		版木明眼院境内之図	1 枚		馬島字大門西1—1	大治町
13		織部灯籠	1 基		馬島字北割114	明眼院
14		粉糠田水準起点	1 基		西條字土井之池18	田之社
15		道標	1 基		砂子字勇八前320	大治南小学校
16		安井将監秀久之墓	1 基		中島字大門先139	建宗寺
17		八屋孝女塚	1 基		八ツ屋字郷内地内	
18		栗田直政記念碑	1 基		砂子字千手堂704	栗田久子
19		扇骨の製作			西條地区	
20		センダン	1 樹		堀之内字南二反畑606	大治小学校
21		アキニレ	7 樹		中島字大門先1	神明社
22		マルバヒイラギ	1 樹		西條字神田33	殿池神社

2は、徳川美術館（名古屋市東区徳川町1017）寄託

〔協定・覚書〕

【関係機関との協定一覧】

番号	協定名	協定相手先	締結日 (最新更新日)	主な協定内容
1	災害支援協力に関する協定	社団法人愛知県LPガス協会海部北支部	平成12年2月1日	LPガスの避難所への提供
2	愛知県内広域消防相互応援協定	県内消防本部、消防署を置く市町、一部事務組合	平成15年3月12日	大規模災害、航空機、列車事故等
3	災害生活ごみの収集運搬の協力に関する協定	オオブユニティ株式会社	平成22年3月23日	災害生活ごみの撤去・収集運搬
4	海部地方消防相互応援協定	海部地区7市町村及び海部東部、海部南部消防組合	平成23年4月27日	消防・救急・救助
5	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局長	平成23年9月1日	災害時の情報交換
6	災害時における放送に関する協定	株式会社MID-FM	平成24年1月31日	災害緊急放送
7	災害時における相互応援に関する協定	海部地区7市町村	平成24年2月20日	食料等物資供給、応急復旧資機材・車両提供、職員派遣、被災者一時受入れ施設の提供等相互応援
8	災害時における物資供給等に関する協定	ユニ株式会社ピアゴ大治店	平成24年2月28日	食料、日用雑貨品
9	災害支援協力に関する協定	生活協同組合コープあいち	平成24年4月6日	生活物資
10	災害時の医療救護に関する協定	社団法人津島市医師会・一般社団法人海部医師会	平成24年7月5日	医療救護班の派遣 応急処置、遺体の検視 等
11	災害時の歯科医療救護に関する協定	津島市歯科医師会・海部歯科医師会	平成24年7月5日	歯科医療救護班の派遣 傷病者に対する処置 等
12	災害時の医療救護及び医薬品の供給についての協定	一般社団法人津島海部薬剤師会	平成24年7月5日	薬剤師班の派遣 医薬品等の供給協力 等
13	災害時における応急対策業務に関する協定	津島土木研究会	平成24年8月30日	損壊箇所の応急措置 障害物の撤去 等
14	災害時における相互応援に関する協定	東栄町	平成25年2月7日	食料等物資供給、応急復旧資機材・車両提供、職員派遣、被災者一時受入れ施設の提供等相互応援
15	電子広告媒体を活用した防災情報の提供に関する協定	株式会社ウェルソック・ダイドードリンコ株式会社	平成25年3月4日	防災情報配信
16	災害発生時等における緊急放送に関する協定	西尾張シーエーティーヴィ株式会社	平成25年4月19日	災害緊急放送
17	広告付き避難所誘導看板の設置に関する協定	中電興業株式会社・テルウェル西日本株式会社	平成25年11月18日	町内各避難所への誘導看板を設置
18	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	愛知県内市町村及び一部事務組合	平成26年1月1日	一般廃棄物及び下水処理

番号	協定名	協定相手先	締結日 (最新更新日)	主な協定内容
19	大治町と中部大学との連携協力協定に関する協定書	中部大学	平成26年5月22日	・学生ボランティア等活動及び大学と地域コミュニティとの活動。 ・地域防災、災害発生時の相互協力に関すること。
20	名古屋市近隣市町村と生活協同組合コープあいちとの災害時応急生活物資供給等の協力に関する協定	名古屋市近隣市町村及び生活協同組合コープあいち	平成26年7月22日	災害時応急生活物資供給等
21	大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定	愛知県建築士事務所協会及び海部地区7市町村	平成26年7月24日	避難所の応急危険度判定業務
22	大規模地震時における避難所の応急危険度判定業務に関する協定	愛知建築士会及び海部地区7市町村	平成26年7月24日	避難所の応急危険度判定業務
23	大治町と愛知淑徳大学との連携協力協定に関する協定書	愛知淑徳大学	平成26年8月22日	・学生ボランティア等活動及び大学と地域コミュニティとの活動。 ・地域防災、災害発生時の相互協力に関すること。
24	庄内川における情報の伝達・交換等に関する協定	国土交通省中部地方整備局 庄内川河川事務所	平成27年3月5日	河川カメラ映像の共有
25	大治町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人 大治町 社会福祉協議会	平成27年4月1日	災害ボランティアセンターの設置及び運営
26	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会	平成27年8月27日	災害廃棄物処理 (海部地区7市町村が夫々協定締結)
27	特設公衆電話の設置及び利用・管理に関する覚書	西日本電信電話株式会社 社名古屋支店	平成28年6月15日	災害時における被災者等の情報通信手段を確保
28	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	平成28年7月21日	災害時における地図製品等の供給及び利用
29	災害時における簡易ベッド等の調達に関する協定	セツカートン株式会社	平成28年9月1日	災害時における簡易ベッド等の供給
30	大規模災害時における石油燃料の安定供給等に関する協定	株式会社豊公石油	平成28年11月1日	災害対策上重要な施設及び車両に対する石油燃料の供給
31	災害時における物資供給等に関する協定書	海部東農業協同組合	平成28年11月28日	食料等物資供給及び物資受入
32	災害時における食料物資の供給に関する協定	有限会社エコ・ライス新潟	平成28年12月12日	食料物資の供給
33	災害時の応急対策の協力に関する基本協定	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記士地家屋調査士協会	平成29年4月18日	災害復旧のための筆界点情報の収集及び復元
34	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	医療法人藤枝会	平成29年5月16日	一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者を受け入れるために、所有する施設の一部を福祉避難所として設置及び運営を要請する

番号	協定名	協定相手先	締結日 (最新更新日)	主な協定内容
35	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人貴徳会	平成29年5月16日	一般の避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者及びその介護者を受け入れるために、施設の一部を福祉避難所として設置及び運営を要請する
36	災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人大樹会	平成29年5月16日	所有する施設の一部を福祉避難所として設置及び運営を要請するに当たり、必要な基本的事項を定める
37	災害時におけるプチプチ等の調達に関する協定	川上産業株式会社	平成29年6月1日	災害時等におけるプチプチ等の調達
38	災害時における下水道管路等施設の復旧支援協力に関する協定	公益社団法人日本下水道管路管理業協会	平成29年6月28日	下水道管路等施設が被災したときに行う復旧支援協力
39	愛知県西尾張市町村の災害対応に関する相互応援協定	西尾張14市町村	平成29年7月6日	被災市町村の要請に基づき応援
40	大治町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書	日本郵便株式会社	令和6年8月15日	安全・安心なまちづくりと町民サービスの一層の向上を図るため包括連携
41	災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書	株式会社D S A	平成30年10月1日	災害時における無人航空機による支援協力
42	災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定書	愛知県ペストコントロール協会	平成30年10月16日	災害等発生時における防疫活動の協力
43	災害時における無人航空機による支援協力に関する協定書	株式会社NTセブンス	令和2年3月16日	災害時における無人航空機による支援協力
44	災害時における家屋被害認定業務に関する協定書	公益社団法人愛知県建築士事務所協会 公益社団法人愛知建築士会 愛知県土地家屋調査士会 公益社団法人愛知県不動産鑑定士会	令和2年5月29日	被害認定業務への協力
45	災害時等における資機材提供等防災に関する協力協定	株式会社ダイワテック	令和3年9月21日	災害時等におけるソーラーシステムハウス等の提供
46	災害時における相互連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	令和3年9月24日	停電復旧に向けた協力
47	災害時等におけるレンタル資機材提供等防災に関する協力協定	西尾レントオール株式会社中部支店	令和3年10月22日	災害時等におけるレンタル資機材の提供
48	災害時等における物資供給等防災に関する協力協定	王子コンテナ株式会社名古屋工場	令和3年12月21日	災害時等における簡易ベッド等の供給
49	災害時における相互連携に関する協定	西日本電信電話株式会社	令和4年3月22日	通信障害復旧に向けた協力
50	災害時の支援活動に関する協定	社会福祉法人大治町社会福祉協議会	令和4年3月29日	支援物資の調達、災害ボランティアセンターの設置・運営の協力

番号	協定名	協定相手先	締結日 (最新更新日)	主な協定内容
51	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県	令和4年4月1日	航空消防の支援
52	災害に係る情報配信等に関する協定	ヤフー株式会社	令和4年5月12日	ヤフーサービスを活用した情報配信
53	災害時における緊急物資輸送等に関する協定書	株式会社ジェイ・ロジコム	令和4年10月13日	支援物資拠点等から避難所等への配送
54	災害時におけるキッチンカーによる物資の供給等に関する協力協定	株式会社メルカート	令和5年1月26日	避難所におけるキッチンカーによる炊き出し
55	災害廃棄物等の処理に関する基本協定書	大栄環境株式会社	令和7年1月21日	災害廃棄物等の処理の円滑実施

様式第1号

(市町村・愛知県用)

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名

報告日時	
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名

(第 報)

	発生場所			発生日時	年 月 日 時 分					
災害の概況										
	被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損
負傷者			人	計	人	半壊		棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること）。

様式第 2

(市町村用)

災害発生直後の状況

原 因				発 生 日 時			
発 生 場 所				市・郡		区・町・村	
受 発 信 時 刻				月 日 時 分			
発 信 機 関				発 信 者			
受 信 機 関				受 信 者			
区 分		被 害		区 分		被 害	
						被害程度及び応急対策状況(経過)	
人 的 被 害	死 者	人		そ の 他	鉄 道 不 通	か所	
	行方不明者	人			水 道	戸	
	重傷者	人			電 話	回線	
	軽傷者	人			電 気	戸	
住 家 被 害	全 壊	棟		災 害 対 策 本 部	設 置		
		世帯			設 置 状 況	廃止	
	半 壊	棟		避 難 の 勸 告	地 区		
		世帯			指 示 等 の 状 況	人	
	一 部 破 損	棟		要 請 事 項			
		世帯					
		人					
	床 上 浸 水	棟					
		世帯					
	床 下 浸 水	棟					
世帯							
道 路	損 壊	か所					
	冠 水	か所					
	(通行不能)	か所					
橋 り ょう	破 堤	か所					
	越 水	か所					
	その他 法面崩壊等	か所					
そ の 他	砂 防	か所					
	崖 ぐ ず れ	か所					
	地 す べ り	か所					
	土 石 流	か所					

様式第3

(市町村用)

災害発生状況等（速報・確定報告）

月 日

原 因			発 生 日 時				
発 生 場 所			市・郡 区・町・村				
発 信 機 関			発 信 者				
受 信 機 関			受 信 者				
区 分		被 害	区 分		被 害		
人 的 被 害	死 者	1 人	河 川	橋 り ょ う	31 か所		
	行方不明者	2 人		破 堤	32 か所		
	負傷者 重傷者	3 人		越 水	33 か所		
	軽傷者	4 人		その他(法面崩壊等)	34 か所		
住 家 被 害	全 壊	5 棟	そ の 他	港湾・漁港	35 か所		
		6 世帯		砂 防	36 か所		
		7 人		清 掃 施 設	37 か所		
	半 壊	8 棟		崖 く ず れ	38 か所		
		9 世帯		地 す べ り	39 か所		
		10 人		土 石 流	40 か所		
	一 部 破 損	11 棟		鉄 道 不 通	41 か所		
		12 世帯		被 害 船 舶	42 隻		
		13 人		水 道	43 戸		
	床 上 浸 水	14 棟		電 話	44 回線		
		15 世帯		電 気	45 戸		
		16 人		ガ ス	46 戸		
		床 下 浸 水		17 棟	ブ ロ ッ ク 塀 等	47 か所	
	18 世帯			り 災 世 帯 数	48 世帯		
	19 人			り 災 者 数	49 人		
	非 住 家	公 共 建 物		20 棟	火 災 発 生	建 物	50 件
		そ の 他		21 棟		危 険 物	51 件
	そ の 他	田		流失・埋没	22 ha	そ の 他	52 件
				冠 水	23 ha	公 立 文 教 施 設	53 千円
畑		流失・埋没	24 ha	農 林 水 産 施 設	54 千円		
		冠 水	25 ha	公 共 土 木 施 設	55 千円		
文 教 施 設		26 か所	そ の 他 の 公 共 施 設	56 千円			
病 院		27 か所	小 計	57 千円			
道 路	損 壊	28 か所	そ の 他	農 業 被 害	58 千円		
	冠 水	29 か所		林 業 被 害	59 千円		
	(通行不能)	30 か所		畜 産 被 害	60 千円		
			被 害 総 額				
			災 害 対 策 本 部				
			設 置 状 況				
			避 難 の 勧 告 ・ 指 示 等 の 状 況				
			消 防 職 員 出 動 延 人 数				
			消 防 団 員 出 動 延 人 数				
			避 難 所 数				
			避 難 人 数				
			避 難 人 数 (うち自主避難)				
			避 難 世 帯 数				
			避 難 人 数 (うち自主避難)				
			被 害 程 度 及 び 応 急 対 策 状 況 (経過)				
			要 請 事 項				

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

様式第4

(市町村用)

人的被害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) 性別 ()	
	住 所		
	収 容 先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

様式第 5

避難状況・救護所開設状況

(市 町 村 用)
(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在		受信時刻	時 分		
発信機関			受信機関			
発信者名			受信者名			
避 難 状 況	内 容					
	避難先	地区名	避難の勧告、指示の 種別及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別 今 後 の 見 通 し
			(勧告、指示、自主) 日 時 分	世帯	人	屋内 屋外
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外
			(勧告、指示、自主) 日 時 分			屋内 屋外
救 護 所 開 設 状 況	救護所名	設置場所	収 容 人 数		実 施 機 関	
			重 傷	軽 傷		

様式第6

公 共 施 設 被 害

(市町村・愛知県用)
(第 報)

報告の時刻	日 時 分現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	
内 容			
被害区分	ア 河川 イ 海岸 ウ 貯水池・ため池等 エ 砂防 オ 港湾・漁港 カ 道路 キ 鉄道 ク 電信・電話 ケ 電力 コ ガス サ 水道 シ その他 ()		
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
状 況	被害区域		
	区 間		
	管 理 者	(電話)	
	被害程度 (概要)		
	応急対策 の 状 況		
	復旧見込		
そ の 他			
参 考 事 項			

様式第7

	発 簡 番 号
	年 月 日
災害派遣要請者 殿	
	町長及び関係機関の長
部隊等の派遣要請依頼書	
災害を防除するため、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を依頼します。	
記	
1 災害の情况及び派遣を要請する事由	
災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。）	
派遣要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
（1）区域	
（2）活動内容（遭難者の捜索援助、道路啓開、水防、輸送、防疫等）	
4 その他参考となるべき事項	
その他の細部については、 において調整する。	

（用紙の大きさは、A4判縦使用）

（注） 2項に関しては、具体的に表現することが不可能な場合には、「救援活動終了するまでの間」等の定性的な表現

様式第 8

	発 簡 番 号
	年 月 日
災害派遣要請者 殿	
	町長及び関係機関の長
災害派遣部隊撤収要請依頼書	
自衛隊の災害派遣を要請中のところ、派遣目的が達成されたことに伴い、 月 日をもって派遣部隊等を撤収要請されるよう依頼します。	

様式第9

航空機隊支援出動要請書

名古屋市消防局長 様

市町村及び消防本部名
代表者（職・氏名）

発 信 者	所属（課） 職・氏名 Tel
要 請 日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分
災 害 種 別	火災 救助 救急 その他（ ）
要 請 活 動 内 容	消火 救助 救急 その他（ ）
発 生 場 所	場所（住所、緯度・経度） 目標
発 生 日 時	令和 年 月 日（ ） 時 分頃
災 害 概 要	
気 象 （ 災 害 現 場 ）	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視程 k m 警報等（警報又は注意報）
出 動 先 又 は 活 動 拠 点 離 着 陸 場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等 搬 送 先 離 着 陸 場	離着陸場名（離着陸場以外は施設名等） 場所（住所、緯度・経度）
傷 病 者 等	氏名 生年月日 年 月 日生 歳 住所 傷病名 傷病程度 (確定した後、記載すること)
現 地 搭 乗 者	機関名 職・氏名
現 場 指 揮 本 部	指揮者氏名 無線種別（主運用波 3、統制波 1・2・3） コールサイン
ドクターヘリへの 運 航 要 請	有 無
その他特記事項	

様式第 10

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

速報用

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

緊急応急対策等	実施状況等 (該当する番号に○をつけること)
①東海地震予知情報の伝達	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
②地域住民の避難状況	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
③消防・浸水対策活動	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
④応急の救護を要すると認められる者の救護、保護	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑤施設・設備の整備及び点検	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑥犯罪の防止、交通の規制、その他社会秩序の維持	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑦食料、生活必需品、医薬品等の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑧緊急輸送の確保	1 必要なし 2 必要あり (ア 完了 イ 実施中 ウ 未実施)
⑨地震災害警戒本部（災害対策本部）の設置	1 設置 2 準備中 3 未設置
⑩対策要員の確保	1 完了 2 半数以上 3 半数未満
備 考	

様式第 1 1

《避難・地震防災応急対策の実施状況報告》

送信者		受信者		送受信時間
機関名	氏名	機関名	氏名	
				月 日 時 分
				月 日 時 分

避難 状 況	① 避 難 の 経 過	危険事態、異常事態の発生状況		
		措置事項		
	② 避 難 の 完 了	避難場所名	避難人数・ 要救護人数	救護、保護に必要な措置等
地 震 防 災 応 急 対 策	③	東海地震予知情報の伝達、避難勧告・ 指示		
	④	消防、水防その他応急措置		
	⑤	応急の救護を要すると認められる者 の救護、保護		
	⑥	施設・設備の整備及び点検		
	⑦	犯罪の予防、交通の規制、その他社会 秩序の維持		
	⑧	緊急輸送の確保		
	⑨	食料・医薬品等の確保、清掃・防疫の 体制整備		
	⑩	その他災害の発生防止・軽減を図るた めの措置		
備 考				

様式第 1 2 (消防庁第 4 号様式 (その 1))

(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____ (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所						発生日時	年	月	日	時	分
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟		
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟		
							一部破損	棟	未分類	棟		
	119 番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)					(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)										
	自衛隊派遣要請の状況											
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後 30 分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

災害発生状況等 (速報・確定報告)

原 因				発生日時		年 月 日 時 分							
発 信 場 所													
発 信 機 関				発 信 者									
受 信 機 関				受 信 者									
区 分		被 害		区 分		被 害							
人的被害	死 者	1	人	河川	橋りょう	31	か所	その他	水産被害	61	千円		
	行方不明者	2	人		破 堤	32	か所		商工被害	62	千円		
	負傷者	重傷	3		人	越 水	33		か所	被害総額	63	千円	
		軽傷	4		人	その他 (法面崩壊等)	34		か所		64	千円	
住家被害	全 壊	5	棟	その他	港湾・漁港	35	か所	災害対策本部設置状況	65	設置			
		6	世帯		砂 防	36	か所		66	廃止			
		7	人		清掃施設	37	か所	避難の勧告・ 指示等の状況	67	地区			
	半 壊	8	棟		崖くずれ	38	か所		68	世帯			
		9	世帯		地すべり	39	か所		69	人			
		10	人		土石流	40	か所	消防職員出動延人数	70	人			
	一部破損	11	棟		鉄道不通	41	か所	消防団員出動延人数	71	人			
		12	世帯		被害船舶	42	隻	避難所数	72	か所			
		13	人		水 道	43	戸	避難人数	73	人			
	床上浸水	14	棟		電 話	44	回線	避難人数 (うち自主避難)	74	人			
		15	世帯		電 気	45	戸	避難世帯数	75	世帯			
		16	人		ガ ス	46	戸	避難世帯数 (うち自主避難)	76	世帯			
	床下浸水	17	棟		ブロック塀等	47	か所	被害程度及び応急対策状況 (経過)					
		18	世帯		り災世帯数	48	世帯						
		19	人		り災者数	49	人						
	非住家	公共建物	20		棟	火災発生	建 物	50	件				
		その他	21		棟		危 険 物	51	件				
	その他	田	流失・埋没		22	ha	その他	そ の 他	52	件			
			冠 水		23	ha		公立文教施設	53	千円			
畑		流失・埋没	24	ha	農林水産業施設	54	千円	要 請 事 項					
		冠 水	25	ha	公共土木施設	55	千円						
文教施設		26	か所	その他の公共施設	56	千円							
病 院		27	か所	小 計	57	千円							
道路		損 壊	28	か所	その他	農産被害	58	千円					
		冠 水	29	か所		林産被害	59	千円					
	(うち通行不能)	30	か所	畜産被害		60	千円						

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。

人的被害

(第 報)

報告の時刻	日 時 分 現在	受信時刻	時 分
発信機関		受信機関	
受信者名		受信者名	
内 容			
発 生	日 時	日 時 分	
	場 所		
	原 因		
人 的 被 害 の 状 況	被 害 程 度	1. 死亡 2. 行方不明 3. 重傷 4. 軽傷	
	氏 名 等	(氏名) (生年月日) (性別 男 ・ 女 ・ 不明)	
	住 所		
	収 容 先		
	その他参考事項 (応急処置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等)		

避難状況・救護所開設状況（第 報）

報告の時点		日 時 分現在			受信時刻		時 分				
発信機関					受信機関						
発信者名					受信者名						
内 容											
避難状況	避難先	地区名	避難の勧告、指示の種別及び日時	避難勧告世帯数	避難勧告人数	避難実世帯数	避難実人数	屋内屋外の別	今後の見通し	最大世帯数	最大人数
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)	世帯	人	世帯	人	屋内 屋外		世帯	人
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
			(勧告) (指示) 日 時 分 (自主)					屋内 屋外			
救護所開設状況	救護所名	設置場所	患者数		実施機関	収容人数の最大値					
			受入	搬送		重傷	軽傷				

※最大世帯数及び最大人数については、避難先毎の最大数を記入すること。

機 関 名	
原 因	
発 生 年 月 日	

被害状況報告市町村別一覧 (速報・確定報告)

市(区)町村								市計	町村計	総合計	
災害発生日時											
災害救助法適用の有無											
区 分											
人的被害	死者	1	人								
	不明者	2	人								
	負傷者	重傷	3	人							
		軽傷	4	人							
住家被害	全壊	5	棟								
		6	世帯								
		7	人								
	半壊	8	棟								
		9	世帯								
		10	人								
	一部破損	11	棟								
		12	世帯								
		13	人								
	床上浸水	14	棟								
		15	世帯								
		16	人								
	床下浸水	17	棟								
		18	世帯								
		19	人								
	非住家	公共建物	20	棟							
		その他	21	棟							
	その他	田	流失・埋没	22	ha						
			冠水	23	ha						
畑		流失・埋没	24	ha							
		冠水	25	ha							
文教施設		26	か所								
病院		27	か所								
道路		損壊	28	か所							
		冠水(うち通行不能)	29	か所							
橋りょう		30	か所								
河川		破堤	31	か所							
		越水	32	か所							
		その他(法面崩壊等)	33	か所							
港湾・漁港		34	か所								
砂防		35	か所								
清掃施設		36	か所								
崖くずれ		37	か所								
地すべり		38	か所								
土石流		39	か所								
鉄道不通		40	か所								
被害船舶		41	隻								
水道		42	戸								
電話		43	回線								
電気		44	戸								
ガス		45	戸								
ブロック塀等		46	か所								
り災世帯数		47	世帯								
り災者数	48	人									
火災発生	建物	49	件								
	危険物	50	件								
	その他	51	件								
公立文教施設	52	千円									
農林水産業施設	53	千円									
公共土木施設	54	千円									
その他の公共施設	55	千円									
小計	56	千円									
その他	農産被害	57	千円								
	林産被害	58	千円								
	畜産被害	59	千円								
	水産被害	60	千円								
	商工被害	61	千円								
	その他の	62	千円								
	被害総額	63	千円								
災害対策本部設置状況	64	設置									
避難の勧告・指示等の状況	65	廃止									
	66	地区									
	67	世帯									
消防職員出動延人数	68	人									
消防団員出動延人数	69	人									
119番通報件数	70	件									
避難難所数		か所									
避難人数		人									
(うち自主避難)		人									
避難世帯数		世帯									
(うち自主避難)		世帯									

(注) 速報の場合は53から64までの項目については報告する必要はない。